

平成 25 年

第 3 回定例輪之内町議会会議録

平成 25 年 9 月 9 日 開会

平成 25 年 9 月 19 日 閉会

輪之内町議会

第3回定例輪之内町議会会議録目次

9月9日

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
職務のため出席した事務局職員	2
開会	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	3
議案上程	5
町長提案説明	5
議第43号(提案説明・採決)	1 2
議第44号(提案説明・採決)	1 3
議第45号(提案説明・質疑・委員会付託)	1 4
議第46号(提案説明・質疑・委員会付託)	2 1
議第47号から議第51号まで(提案説明・質疑・委員会付託)	2 2
議第52号(提案説明・質疑・討論・採決)	2 8
議第53号(提案説明・質疑・討論・採決)	3 9
議第54号(提案説明・質疑・委員会付託)	4 3
散会	4 6

9月19日

議事日程	4 7
本日の会議に付した事件	4 7
出席議員	4 7
欠席議員	4 8
説明のため出席した者	4 8
職務のため出席した事務局職員	4 8
開議	4 9
諸般の報告	4 9
一般質問	4 9

1 番 上野賢二議員	4 9
6 番 田中政治議員	5 4
9 番 森島正司議員	5 9
2 番 浅野常夫議員	7 2
議案上程	7 5
町長提案説明	7 6
議第45号及び議第46号及び議第54号（委員長報告・質疑・討論・採決）	7 6
議第47号から議第51号まで（委員長報告・質疑・討論・採決）	8 2
議第55号（提案説明・質疑・討論・採決）	9 4
発議第2号（趣旨説明・質疑・討論・採決）	9 5
閉会	9 7
会議録署名議員	9 8

平成25年9月9日開会 第3回定例輪之内町議会

第1号会議録 第1日目

平成25年9月9日

○議事日程（第1号）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案上程
- 日程第5 町長提案説明
- 日程第6 議第43号 輪之内町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第7 議第44号 輪之内町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第8 議第45号 平成25年度輪之内町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議第46号 平成25年度輪之内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議第47号 平成24年度輪之内町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議第48号 平成24年度輪之内町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 議第49号 平成24年度輪之内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 議第50号 平成24年度輪之内町児童発達支援事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 議第51号 平成24年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 議第52号 輪之内町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議第53号 輪之内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議第54号 輪之内町子ども・子育て会議条例の制定について

○本日の会議に付した事件

日程第1 から日程第17までの各事件

○出席議員（9名）

1番	上野賢二	2番	浅野常夫
3番	高橋愛子	4番	小寺強
5番	浅野利通	6番	田中政治
7番	北島登	8番	森島光明
9番	森島正司		

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	木野隆之	教育長	森島昭道
参事兼 会計管理者	加藤智治	調整監	加納孝和
調整監兼 福祉課長	岩津英雄	総務課長	兒玉隆
経営戦略課長	荒川浩	税務課長兼 会計室長	田中実
住民課長	松井均	産業課長	中島智
建設課長	高橋博美	教育課長	森島秀彦
代表監査委員	兒玉俊雄		

○本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	足利恵信	議会事務局	西脇愛美
--------	------	-------	------

(午前9時00分 開会)

○議長（高橋愛子君）

ただいまの出席議員は9名で、全員出席でありますので、平成25年第3回定例輪之内町議会第1日目は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○議長（高橋愛子君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、輪之内町議会会議規則第118条の規定により議長において、4番 小寺強君、8番 森島光明君を指名します。

○議長（高橋愛子君）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

この定例会の会期は、本日から9月19日までの11日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（高橋愛子君）

異議なしと認めます。

よって、この定例会の会期は本日から9月19日までの11日間とすることに決定しました。

○議長（高橋愛子君）

日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2の規定によって、監査委員から平成25年度6月分、7月分に関する出納検査結果報告がありました。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条及び第22条の規定により、町長から平成24年度健全化判断比率等の報告がありました。

平成24年度決算審査意見書は、お手元に配付のとおりです。

本日は代表監査委員の出席をいただいておりますので、御報告をお願いします。

代表監査委員 兒玉俊雄君。

○代表監査委員（兒玉俊雄君）

皆さん、おはようございます。

それでは、監査の御報告をいたします。

去る7月24日、7月26日、2日間にわたり平成24年度一般会計、特別会計の決算及び各基金の運用状況の審査を北島登監査委員とともに厳正かつ公平に実施しましたので、監査委員を代表して御報告いたします。

平成24年度の町一般会計及び特別会計の決算、並びに基金の運用状況の審査の意見をお手元の決算審査意見書により申し上げます。

地方自治法第233条第2項の規定により、平成24年度の各会計歳入歳出決算及び証書類並びに同法第241条第5項の規定により各基金の運用状況を示す書類について審査をしました。

審査の対象は、1つ、平成24年度輪之内町一般会計歳入歳出決算、2つ、平成24年度輪之内町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算、3つ、平成24年度輪之内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、4つ、平成24年度輪之内町児童発達支援事業特別会計歳入歳出決算、5つ、平成24年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算、6．平成24年度各基金の運用状況を示す書類であります。

審査の期間は、平成25年7月24日と26日の2日間実施をいたしました。

審査の方法は、予算が適正かつ効率的に執行されているかなどに主眼を置き、決算書、附属書類などに基づきながら、あわせて関係職員の説明を聴取して審査をいたしました。

審査の結果を申し上げます。

審査に付された一般会計、特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、法令に準拠して作成されており、その内容を審査した結果、決算計数は誤りのないものと認められ、会計経理は完全でありました。

また、各基金の運用状況を示す書類の計算についても、関係諸帳簿及び証拠書類と符合しており、誤りのないものと認められました。

決算の概要と基金の運用状況の審査の意見については、この意見書に記載してありでございます。

最後に、今後、町の財政運営に当たっては、地方分権の時代にふさわしい、「真の自立」を確立するため、全ての事務事業に最少の経費で最大の効果を得るべく、行政改革の推進を図るとともに、歳入においては、公租・公課等の収入未済額のさらなる減少に努め、企業誘致など推進され、自主財源の積極的な確保に努められ、足腰の強い財政基盤を確立し、誰もが永住を願う町の実現に向けて、さらなる努力を期待するものであります。

以上で、決算審査の結果を申し述べましたが、私ども監査委員は、その使命を重く受けとめ、町の行財政の公正かつ効率的な運営を確保し、町民の信頼と期待に応えるべく、引き続き監査業務に万全を期してまいる所存でございます。議会、町執行部の皆様方の御理解、御協力をさらにお願ひ申し上げまして、監査報告とさせていただきます。あり

がとうございました。

○議長（高橋愛子君）

ありがとうございました。

兒玉俊雄代表監査委員には御退場願います。

（代表監査委員 兒玉俊雄君退場）

○議長（高橋愛子君）

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（高橋愛子君）

日程第4、議案上程。

議案は、お手元に配付のとおりです。

○議長（高橋愛子君）

日程第5、町長提案説明。

本日の上程議案について、町長から説明を求めます。

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

おはようございます。

今年の夏は例年になく猛暑で、各地で渇水対策等が迫られる異常な事態になりました。9月に入っても、ゲリラ豪雨、竜巻や台風接近など不安定な天候が続いております。東北・中国地方では、局所的な豪雨によって甚大な被害が発生をしておるところでもございます。国土の脆弱さに危機感を覚え、国土強靱化への対応が急がれるところでもあります。ここで、被災地に対し改めてお見舞いを申し上げたいと思います。

本日、ここに平成25年第3回輪之内町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、御多用の中を議会に御出席賜り、誠にありがとうございます。

さて、国政は、昨年末の衆議院総選挙、さきの参議院選挙と自民党が圧勝し、安倍体制がますます堅固なものになってまいりましたが、日本の政治・経済を取り巻く状況は、TPP、領土問題など、外交的には大きな課題がその方向性を見出せないまま横たわっている状況であります。また、東北大震災による被災者への復旧支援、被災地の復興はまだ不十分で、関係者の満足を得るにはほど遠い状況と言わざるを得ません。また、東京電力福島第一原子力発電所の放射能汚染水漏水事故以来、収束のめどはなかなか見通せておりませんが、ようやく国がその対策に本腰を入れることになったところでもあります。

一方、経済状況では、アベノミクスによる景気浮揚策が一定の功を奏し、円高基調から脱却し、生産・輸出部門においては好調となっております。しかし、多くの消費者の

購買意欲上昇にまでは至らず、タイムラグが否めません。また、市場では第3の矢を期待しておりましたが、発表された内容は、既に織り込み済みの施策の域を出ず、力強さを欠くその内容に対し、追加施策を求める声が数多く出ているのが現状であります。

また、消費税の引き上げにつきましても、国内外の大きな関心事となっているところでもあります。この消費税の取り扱いは、社会保障制度の財源、あるいは日本の財政健全化等々、国民生活の喫緊の課題解決に大きな影響を及ぼすものであり、その動向に注目をしているところでもあります。

町政においては、過日、輪之内町防災訓練を実施したところではありますが、気象庁では、去る8月30日から「特別警報」の運用を開始いたしました。これまでは、大雨、地震、津波などにより重大な災害の起こるおそれがある時に警報を発表し、警戒を呼びかけておりましたが、今後は、これに加え、警報の発表基準をはるかに超える豪雨や大津波等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まった場合に特別警報を発表し、最大限の警戒を呼びかけるものであります。輪之内町としても、予想される水害、地震災害に対し万全の対策を構築してまいりたいと思いますので、皆様方の御理解、御協力をお願い申し上げます。

それでは、本日提出をさせていただきます議案について御説明をいたします。内訳は、人事案件2件、補正予算2件、決算認定関係5件、条例改正2件、条例制定1件の、合計12件でございます。

議案の概要を順次御説明申し上げます。

議第43号 輪之内町教育委民会委員の任命につき同意を求めることにつきましては、委員5名のうち3名が9月30日をもって任期満了となりますので、新たな委員の任命について、教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、議第44号 輪之内町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることにつきましては、委員3名のうち1名がこの9月30日をもって任期満了となりますので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

続きまして、補正予算関係でございます。

議第45号 平成25年度輪之内町一般会計補正予算（第2号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,973万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億7,472万1,000円と定めるものであります。

それでは、先に歳出の補正予算について御説明をいたします。

総務費の総務管理費のうち、一般管理費については、次に計上する人事管理費の減額分を原資として、地域のきずなを高め、災害時における「共助」の機運を高めるための補助金制度を創設するものであります。補助金の名称は「平成25年度輪之内町地域の絆を高める補助金」、その内容は、各地区において災害時の共助のため、平常時から地域

の良好な関係を築くのに資するものの購入や、自主防災組織の防災用品等の購入について支援をするものであります。この補助金の活用をきっかけに、防災について各区において改めて考えていただくことで地域における支え合いの一助となることを切に願うものであります。

続いて、人事管理費の減額は、6月定例議会において輪之内町職員の給与の臨時特例に関する条例を上程し、議決を得たところでありますが、今回は、この条例に基づき、給与の減額支給措置を行うものであります。この減額分につきましては、国の方針に倣って防災・減災事業に積極的に取り組むこととし、先ほど御説明いたしました補助金を創設いたしました。

次に広報費については、広報掲示板の修繕料3件分を計上するものであります。

次に生活安全対策費については、消費者教育講座の開催費用等のほか、生活交通ネットワーク計画を策定するための費用を輪之内町地域公共交通会議に対して補助金を支出するものであります。消費者教育講座は、岐阜県消費者行政活性化基金事業費補助金を活用して、小・中学生を対象に消費者教育講座を開催するなどの消費者行政に関する教育・啓発を行います。

また、生活交通ネットワーク計画については、町の公共交通体系の見直しと新たな公共交通ニーズへの対応を図るため、輪之内町地域公共交通会議を主体に策定しようとするものであります。

次に統計調査費のうち、臨時指定統計費につきましては、平成25年10月1日を基準日として実施される住宅・土地統計調査に対する県委託金が確定しましたので財源補正をするほか、調査員報酬と費用弁償との間で一部予算の組み替えを行うものであります。

次に、民生費の社会福祉費のうち、社会福祉総務費については、平成21年3月に策定した「輪之内町人権施策推進指針」（平成21年度から平成30年度）の計画期間内の中間期である今年度その内容を見直すべく、アンケート調査業務を行うものであります。

次に高齢者福祉費のうち、高齢者福祉総務費については、平成24年度の後期高齢者医療保健事業費負担金が確定をいたしましたので、不足分を増額補正するものであります。

介護保険費につきましては、介護保険事務の事務量の増加に対応するため、安八郡広域連合の職員を1名増員したことに伴い、今年度の負担金を増額するものであります。

次に、児童福祉費のうち、児童福祉施設費については、平成24年度の保育所運営費負担金が確定しましたので、超過交付分を国と県にそれぞれ返還するため不足分を増額補正するものであります。

次に、衛生費の保健衛生費のうち、環境衛生費については、清流の国ぎふ森林・環境税を活用して、地域協働水質改善事業として平成25年度から平成27年度の3年間、冬期、すなわち渇水期の1月から3月に水質浄化を試みる実験を行うものであります。この実証実験の内容は、ほ場整備で設置したポンプのうち、町の河川の上流部にあるポンプを

利用して地下水をくみ上げ、放流による水質浄化を試みると同時に、水質計と流速計を導入して観測データの記録を行うものであります。

次に、土木費の土木管理費のうち、土木総務費については、木造住宅耐震化促進事業費補助金の制度改正により補助対象工事費上限額と国・県の補助率等の見直しがなされたこと、加えて本補助金の予算措置件数2件に対して要望が4件あるため、2件分を追加するものであります。

次に消防費のうち、非常備消防費については、消防団員2名が消防訓練中に負傷したことにより、消防団員等公務災害補償等共済基金から支給される公務災害補償費を当該団員に給付するものであります。

非常備消防費の財源内訳の諸収入につきましては、消防団員の安全靴とライフジャケットの購入費用が消防団員等公務災害補償等共済基金の助成対象となったため財源補正を行うものであります。

消防施設費については、中郷新田地内にある崇文火の見やぐらは、腐食が激しく、最近では飾り部品が落下するということがございました。また、すぐ横にある道は通学路に指定されているということもあり、今のままでは危険であるということで、崇文地区の3区長からの撤去要望がありましたので撤去費用を補正するものであります。

次に、教育費の教育総務費のうち、事務局費については、平成25年3月に転入した中国人生徒の学習を支援するため、特別支援教育支援員を1名増員したことによる報償費の不足分を増額補正するものであります。

次に、歳入補正予算について御説明をいたします。

まず初めに、国庫支出金のうち土木費国庫補助金と次の県支出金のうち土木費県補助金については、木造住宅耐震化工事に対するもので、対象件数の増による補助金の増と制度見直しによる補助率の変更に伴い、増額補正するものであります。

さらに、県支出金のうち、総務費県補助金については、総務費の生活安全対策費で御説明いたしました消費者行政の教育・啓発事業に対する補助金であります。これは、岐阜県消費者行政活性化基金を原資とするものであります。

次に衛生費県補助金については、衛生費の環境衛生費で説明いたしました水質改善事業に対する補助金であります。

次の総務費委託金については、総務費の臨時指定統計費で説明いたしました住宅・土地統計調査委託金の確定による増額であります。

繰越金は、9月補正予算の財源を調整するため不足相当額を計上するものであります。

諸収入のうち、総務雑入につきましては、消防費の非常備消防費で説明いたしました消防団員の公務災害補償費に対するものと消防施設費と水防費で説明いたしました消防団員の安全靴、ライフジャケットに対する助成金であります。

福祉雑入では、平成24年度介護給付費負担金の精算金の返還を受けるものであります。

以上で、議第45号 平成25年度輪之内町一般会計補正予算（第2号）の説明を終わります。

次に、議第46号 平成25年度輪之内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明をいたします。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6,507万7,000円と定めるものであります。

歳出につきましては、平成24年度の保健事業費負担金が確定いたしましたので、輪之内町としては7万7,000円を県広域連合に追加支出をするものであります。

歳入につきましては、一般会計から繰り出しをいたします。

以上で、平成25年度輪之内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の説明を終わります。

続きまして、決算認定関係の御説明を申し上げます。

議第47号 平成24年度輪之内町一般会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

平成24年度の大きな出来事は、ぎふ清流国体の開催でありました。輪之内町は軟式野球大会の会場となり、住民一丸となっておもてなしをいたしました。初日の午後は、台風通過による大雨となり、ふれあいフェスタを中止せざるを得ない状況になりましたが、大会そのものは成功裏に終わることができました。

12月には衆議院選挙が行われ、自民党政権が復帰をし、発表されましたアベノミクスにより我が国の景気は上昇に転じました。輪之内町といたしましても、国の経済対策による補助を活用しながら、各種事業を鋭意実施してまいりました。また、財政健全化の努力を継続し、歳出の見直しを行いながら、予算執行に際し、効率化に努めたところであります。

一方、平成24年度からスタートいたしました輪之内町第5次総合計画に沿いつつ、計画事業の着実な推進を図り、安全・安心のまちづくりのため、必要な施策に積極的に取り組んだところであります。

平成24年度輪之内町一般会計決算額は、歳入38億2,654万9,000円、歳出36億6,209万1,000円となり、歳入歳出差引額は1億6,445万8,000円となりました。このうち、翌年度へ繰り越すべき財源は365万3,000円であります。

また、最終予算額40億9,561万7,000円に対する決算額の比率は、収入率は93.4%、前年度は103.9%であります。執行率が89.4%、前年度は97.7%でありました。

歳入の37.1%を占める町税では、個人町民税と固定資産税が増収となり、全体では前年度に対して2,093万4,000円の増収となりました。

一方、地方譲与税、地方特例交付金、地方交付税等の交付金は、地方特例交付金と普通交付税の減が大きく、全体では2,380万円の減となりました。

国庫支出金は、大藪小学校の増改築に対する学校整備負担金と小学校費補助金により

5,151万7,000円の増となりました。

県支出金では、ぎふ清流国体の開催に対する補助金の増がありましたが、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業費補助金の廃止や、飛騨美濃じまん農産物育成支援事業補助金の減額により、1,081万1,000円の減となりました。

町債については、臨時財政対策債を2億3,090万円発行といたしました。

歳出につきましては、輪之内町第5次総合計画「住んでいてよかった、これからもずっと住み続けたいまち」の実現と「輪之内町行財政改革大綱」の積極的な推進を目指して、財源確保が困難な状況下において抑制型予算を基本とするも、安易な事業の見送りを避け、優先度・緊急度を重視した事業を展開いたしました。

その他、土木費は5億8,600万円を執行し、不況下における景気浮揚を期待し、インフラ整備を積極的に実施いたしました。

以上、平成24年度の一般会計歳入歳出決算の概要を申し上げましたが、今後とも輪之内町の健全財政の基調を維持しつつ、安全・安心なまちづくりのために最善の努力を尽くしてまいりますので、今後とも、御支援、御協力を賜りますようお願いをいたします。

次に、議第48号 平成24年度輪之内町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明を申し上げます。

国民健康保険事業は、昭和36年の事業開始以来、国民皆保険制度を支える主要な一翼を担っており、町においては、その円滑な事業運営と財政の健全化に努めているところでありますが、急速な少子・高齢化社会への進展や、加入者の高齢化に伴う医療費の増大、今般の厳しい経済状況の中で失業者や低所得者が集中するという制度上・構造上の問題など、多くの課題が山積しております。

平成24年度においては、医療費が平成23年度と比較して一般被保険者分は1.1%の減に対して退職被保険者分は8.2%の増となり、医療費全体では前年度比0.13%の減となりました。しかしながら、医療費の半分近くを65歳から74歳の前期高齢者が占めているという現状を見ますと、今後、この世代の医療費を適正化する施策を講じることが重要と考えております。

決算額は、歳入総額9億4,944万円、歳出総額8億5,598万6,000円、その差引残額は9,345万4,000円となり、そのうち2,300万円を剰余金処分として基金に積み立てたところであります。

今後も、町民皆様の健康増進と疾病予防、特定健康診査等の保健事業の推進により医療費の適正化に努め、国民皆保険制度を支える国保事業の安定経営に努めてまいります。

次に、議第49号 平成24年度輪之内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について御説明を申し上げます。

平成20年4月から高齢者の医療の確保に関する法律に基づく、後期高齢者医療制度が

創設されました。この制度は、75歳以上の方と一定の障がいがある65歳以上の方を加入対象とし、岐阜県内の全市町村が加入する広域連合が資格管理、保険料の賦課、医療給付等を行い、各市町村では、申請書の受け付けや保険料の徴収を行っております。

決算額は、歳入総額6,346万7,000円、歳出総額6,257万3,000円となり、歳入歳出差引残額は89万4,000円となりました。この89万4,000円は、出納閉鎖期間中に収納した平成24年度分の保険料でありますので、平成25年度に広域連合へ支払いをするため繰り越しております。

次に、議第50号 平成24年度輪之内町児童発達支援事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明を申し上げます。

従前の「ことばの教室」から、平成21年度に障害者自立支援法に基づく「児童デイサービスセンター」に移行し、平成24年度からは児童福祉法に基づく「児童発達支援教室」に施設名を変更いたしましたところであります。

平成24年度の決算額は、歳入総額1,274万4,000円、歳出総額1,199万5,000円となり、差引残額は74万9,000円となりました。

次に、議第51号 平成24年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明いたします。

平成24年度は、大藪地区では東大藪、楡俣新田、本通り、西の寺、楡俣と、福束地区では福束、南波、中郷の管渠工事を行いました。管渠工事としましては4,760メートルを施工し、全体計画の約70%を完成いたしましたところであります。

決算額は、歳入総額は5億9,749万3,000円となり、その主なものは、受益者負担金、使用料、国庫支出金、県支出金、繰入金及び町債などあります。歳出総額は5億8,403万8,000円となり、その主なものは、積算業務委託料、工事請負費、浄化センター管理費、公債費であります。差引残額は1,345万5,000円となりました。

続きまして、条例改正関係でございます。

議第52号 輪之内町税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法の改正による同法施行令及び同法施行規則の改正に伴い、個人の町民税等に関する改正を行うものであります。

次に、議第53号 輪之内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましても、地方税法の改正に伴い、国民健康保険税に関する改正を行うものであります。

次に、議第54号 輪之内町子ども・子育て会議条例の制定につきましては、子ども・子育て支援に関する附属機関として審議会その他の合議機関を条例で定めることになりましたので制定をするものであります。

以上をもちまして提案説明を終わりますが、よろしく御審議の上、適切なる御議決を賜りますようお願いいたします。

○議長（高橋愛子君）

日程第6、議第43号 輪之内町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

教育課長から議案説明を求めます。

森島秀彦君。

○教育課長（森島秀彦君）

議案書の1ページをごらんください。

議第43号 輪之内町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて。輪之内町教育委員会の委員中、3名が平成25年9月30日をもって任期満了となるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、左記の者3名を任命したいので、議会の同意を求める。平成25年9月9日提出、輪之内町長。

1人目の方は、住所が岐阜県安八郡輪之内町中郷392番地、氏名が田中一宏、生年月日、昭和22年3月9日生まれでございます。任期は、平成25年10月1日から平成29年9月30日まででございます。

経歴を申し上げます。田中一宏氏は、岐阜大学を卒業後、教職につかれ、中津高等学校教諭を皮切りに、平成16年4月からは大垣北高等学校教頭に就任され、平成19年3月に退職されました。現在は、岐阜女子高等学校、岐阜聖徳学園高等学校、岐阜経済大学の非常勤講師をしてみえます。教育者としての経験により、平成21年10月から輪之内町教育委員に就任され、現在に至っております。

2人目の方は、住所が岐阜県安八郡輪之内町福東新田18番地、氏名が市橋修、生年月日、昭和34年3月12日生まれでございます。任期は同じでございます。

経歴を申し上げます。市橋修氏は、岐阜歯科大学を卒業され、大垣の歯科医院、神戸の歯科医院の勤務を経て、平成元年4月よりいちはし歯科医院を開業されております。仁木小学校、福東小学校、輪之内中学校の学校歯科医、仁木保育園、福東保育園の園歯科医を務めていただいております。学校医療に詳しい方でございます。

3人目の方は、住所が岐阜県安八郡輪之内町大藪729番地、氏名が野村誓子、生年月日、昭和40年4月11日生まれでございます。任期は同じでございます。

経歴を申し上げます。野村誓子さんは、名古屋外語専門学校を卒業され、輪之内町まちづくり基本条例検討会議委員、男女共同参画社会推進条例及びプラン策定委員、輪之内町総合計画審議会委員等を歴任され、現在は輪之内中学校成人委員会委員長をされております。高校3年生と中学2年生のお子様をお持ちの保護者であり、女性の方でございます。

簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（高橋愛子君）

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第43号については人事に関するものでありますので、質疑・討論を省略の上、直ちに採決に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（高橋愛子君）

異議なしと認めます。

輪之内町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、直ちに採決することに決定しました。

これから議第43号を採決します。

お諮りします。

本案は、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（高橋愛子君）

異議なしと認めます。

したがって、議第43号 輪之内町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

○議長（高橋愛子君）

日程第7、議第44号 輪之内町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

総務課長から議案説明を求めます。

兒玉隆君。

○総務課長（兒玉 隆君）

それでは、議第44号について御説明を申し上げます。

お手元の議案書の2ページをお願いいたします。

議第44号 輪之内町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて。輪之内町固定資産評価審査委員会の委員中1名が任期満了するので、地方税法第423条第3項の規定に基づき、左記の者を選任したいので、議会の同意を求める。平成25年9月9日提出、輪之内町長でございます。

住所につきましては、輪之内町大藪768番地の2、お名前は青木敏宏さん、生年月日につきましては、昭和15年3月15日、任期につきましては、平成25年10月1日から平成28年9月30日まででございます。

青木氏につきましては、平成17年9月21日から固定資産評価審査委員会の委員を務めていただいております。過去に実際の審査委員会も経験されており、町では適任者として判断しておりますので上程をさせていただきました。

以上で説明を終わりますので、御審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋愛子君）

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第44号については人事に関するものでありますので、質疑・討論を省略の上、直ちに採決に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋愛子君）

異議なしと認めます。

輪之内町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについては、直ちに採決することに決定しました。

これから議第44号を採決します。

お諮りします。

本案は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋愛子君）

異議なしと認めます。

したがって、議第44号 輪之内町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

○議長（高橋愛子君）

日程第8、議第45号 平成25年度輪之内町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

経営戦略課長から議案説明を求めます。

荒川浩君。

○経営戦略課長（荒川 浩君）

それでは、議第45号、一般会計補正予算について御説明を申し上げます。お手元に配付の議案集3ページをお開きください。

議第45号 平成25年度輪之内町一般会計補正予算（第2号）。平成25年度輪之内町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,973万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億7,472万1,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成25年9月9日提出、

岐阜県安八郡輪之内町長。

4 ページ、5 ページの第 1 表は、先ほどの第 1 条にございました今回の補正額を款項別にまとめたものでございます。

それでは、今回の補正予算の内容について事項別明細書で説明いたします。

それでは、先に歳出補正予算について御説明を申し上げます。事項別明細書の 7 ページをお開きください。

款 2. 項 1. 総務管理費のうち、一般管理費 860 万 2,000 円は、次の人事管理費の減額を原資として、地域のきずなを高める、災害時における共助の機運を高めるための補助金制度を創設するものでございます。補助金の名称は「平成 25 年度輪之内町地域の絆を高める補助金」、その内容は、先ほど町長の提案説明のとおりでございます。具体的には、各区の補助金の上限額は、1 区 10 万円の基本額と平成 25 年 4 月 1 日現在の世帯数に 2,000 円を乗じた金額との合計額をもって上限額としております。例えば、100 世帯の区の上限額は 30 万円ということになります。この補助金は、安全・安心に資するものとして創設するわけでございますが、この補助金の活用をきっかけに、各区において地域住民の皆さんが防災について改めて考えていただくことで各地域における防災対策の一助となることを願うものでございます。

次に、目 2. 人事管理費の 402 万円の減額は、7 月から 3 月までの 9 カ月間、1.9% の職員給与の減額支給を行います。この減額分については、当町も国の方針に倣って、防災・減災事業に積極的に取り組むこととし、先ほど御説明いたしました補助金を創設することにいたしました。

次に、目 3. 広報費の 20 万 5,000 円は、福東新田地区から修繕要望 1 件分、これは今保留してございます。加えて、台風被害等による不慮の修繕に備える 2 件分の合計を計上するものでございます。

次に、目 10. 生活安全対策費の 381 万 6,000 円は、消費者教育講座の開催費用等 55 万円のほか、生活交通ネットワーク計画を策定するための費用を輪之内町地域公共交通会議に対して 326 万 6,000 円の補助金を支出するものでございます。消費者教育講座は、岐阜県消費者行政活性化基金事業費補助金を活用して、小・中学校を対象に消費者教育講座を開催するなどの消費者行政に関する教育・啓発を行います。また、生活交通ネットワーク計画については、町の公共交通体系の見直しと新たな公共交通ニーズへの対応を図るため、輪之内町地域公共交通会議を主体に策定をするものでございます。

次に、8 ページをお開きください。項 5. 統計調査費のうち、目 3. 臨時指定統計費は、平成 25 年 10 月 1 日を基準日として実施されます住宅・土地統計調査に対する県の委託金が確定いたしましたので財源補正をするほか、調査員報酬と費用弁償との間で一部予算の組み替えを行うものでございます。

次に、9 ページをお開きください。款 3. 項 1. 目 1 の社会福祉総務費の委託料 50 万

9,000円は、平成21年3月に策定いたしました輪之内町人権施策推進指針、これは21年度から30年度までの10年間の計画でございますが、その中間期であります今年度にその内容を見直すべく、アンケート調査を実施するものでございます。

次に、10ページをお開きください。項2.目1.高齢者福祉総務費の7万7,000円は、平成24年度の後期高齢者医療保健事業費負担金の精算により、その不足分を岐阜県後期高齢者広域連合に対して追加支出するものでございます。なお、この追加分は、一旦後期高齢者医療特別会計へ繰り出し支出をし、その後、特別会計から負担金として広域連合へ支出するという流れになります。

次に、目4.介護保険費の190万9,000円は、介護保険事務の事務量の増加に対応するため、安八郡広域連合の職員を8名から9名に増員したことに伴い、平成25年度の負担金を増額するものでございます。

次に、項3.目4.児童福祉施設費の31万5,000円は、平成24年度の保育所運営負担金の精算により超過交付分を国と県にそれぞれ返還するものでございます。

続いて、12ページをお開きください。款4.項1.目3.環境衛生費の385万1,000円は、地域郷土水質改善事業補助金を活用して、平成25年度から平成27年度の3年間、渇水期の1月から3月に水質浄化を試みる実験を行うものでございます。この実証実験の内容は、先ほど町長から説明がありましたように、ほ場整備で設置したポンプのうち、町の河川の上流部にあるポンプを利用して地下水をくみ上げ、放流による水質浄化を試みると同時に、水質計と流速計を導入して観測データの記録も行います。

次に、13ページをお願いいたします。款7.項1.目1.土木総務費の292万円は、木造住宅耐震化促進事業費補助金の制度改正により、補助対象工事費上限額と国・県の補助率等の見直しがされたこと、加えて本補助金の予算措置件数2件に対して要望が4件あるため、2件分を追加するものでございます。

続いて、14ページをお開きください。款8.項1.目1.非常備消防費5万2,000円は、消防団員2名が消防訓練中に負傷したため、消防団員等公務災害補償等共済基金からの補償費を受けて、公務災害補償費を当該団員に給付するものでございます。なお、非常備消防費の財源内訳の諸収入42万7,000円のうち、37万6,000円と水防費の財源内訳の諸収入45万8,000円は、消防団員の安全靴とライフジャケットの購入費用が消防団員等公務災害補償等共済基金の助成の対象となったため、財源補正を行っております。

次に、目2.消防施設費の30万円は、中郷新田地内にあります崇文の火の見やぐらについて崇文の地区の3区長から撤去要望があり、撤去するものでございます。この火の見やぐらは、鉄の腐食が著しく、最近では飾り部品が落下するということがありました。また、すぐ横にある道路につきましては、通学路に指定されているということでもありますので、いずれも放置すると倒壊などの危険要素を含んでいるため、直ちに撤去してまいります。

次に、15ページをお開きください。款9.項1.目2.事務局費の120万円は、平成25年3月に転入した中国人生徒の学習環境を整えるため、特別支援教育支援員を1名増員したことによる不足分を補うものでございます。

戻って、歳入補正予算について御説明を申し上げます。3ページをお開きください。

まず初めに、款13.項2.目3.土木費国庫補助金220万円と4ページにあります項2.県補助金、目5.土木費補助金12万円は、木造住宅耐震化工事に対するもので、対象件数の増による補助金の増、加えて制度見直し後の補助率による再算定額と既存の予算額との比較により増額をするものでございます。

続いて、県補助金のうち、目1.総務費県補助金94万円は、総務費の生活安全対策費で説明した消費者行政の教育啓発事業に対する10分の10の補助金でございます。

続いて、目3.衛生費県補助金の160万円は、衛生費の環境衛生費で説明いたしました水質改善事業に対する補助金でございます。

次の目1.総務費委託金1万5,000円は、総務費の臨時指定統計費で説明いたしました平成25年10月1日を基準日として実施される住宅・土地統計調査の委託金の確定による増額でございます。

次に、6ページをお開きください。前後しますが、款19.項5.目5.雑入の168万5,000円のうち、総務雑入では、消防費の非常備消防費で説明しました消防団員の公務災害補償費に対するものと消防施設費と水防費で説明をいたしました消防団員の安全装具、安全靴、ライフジャケットに対する10分の10の助成金でございます。福祉雑入では、平成24年度介護給付費負担金の精算金の還付を受けるものでございます。

最後に、5ページの繰越金につきましては、9月の補正予算の財源を調整するため、不足相当額として1,317万6,000円を計上するものでございます。なお、9月補正後の繰越金譲与額は6,762万9,000円でございます。

以上で、議第45号 平成25年度輪之内町一般会計補正予算（第2号）の説明を終わります。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○議長（高橋愛子君）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（高橋愛子君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

職員の一般職給の減額ですけれども、これは条例改正によって減額になるわけですが、この目的が、なぜ減額するかというのは、私たちは財源を確保するためとか、あるいはいかに経費を削減するかというようなところで職員の給与削減というふうにな

っておったと思ったんですけれども、今の説明ですと、防災なんかには充当するために削減したというふうに説明があったと思いますが、そういう施策をやらなかったら、この職員の削減はしなくてもよかったということになるんでしょうか、その点1点と、それからもう1つ、繰越金ですけれども、今説明がありましたように、残高6,762万9,000円の繰越残があるということですのでけれども、これの今後の活用方法をどのように考えておられるのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（高橋愛子君）

総務課長 兒玉隆君。

○総務課長（兒玉 隆君）

まず、第1点目でございますけれども、給与の減額支給措置につきましてですが、こちらのほうは6月の議会に特例の条例を可決いただいたところでございますが、そのときにも説明はさせていただいたつもりでございます。

事の発端は、現在、国家公務員が給与の減額支給措置を行っていると。それについては震災の復興資金に充てるためというようなことがございまして、平成25年1月24日に閣議が開かれまして、その閣議におきまして、地方公務員につきましても、地方において減災対策であるとか、あるいは景気対策であるとか、そういった喫緊の課題があるはずだから、国家公務員に準じた形で給与の減額の支給措置をしてくださいという閣議決定がされました。それを受けて、総務大臣からも同様の内容で各地方公共団体に減額支給措置の要請があったところでございます。

したがって、それを踏まえて輪之内町では7月から給与の減額措置を行っておりますけれども、その1.9%の減額をすることによって、一般会計においては約400万円の給与が削減できるということになります。したがって、閣議決定の内容、あるいは総務大臣からの要請の内容を踏まえて、輪之内町における減災対策、そういったものに使っていきたいということで、今回、補正をするものでございます。

ただし、400万円の財源だけではちょっと事業規模としては小さいのかなというふうに考えまして、そこに財源を足し込みまして、総額約800万円という補助金を今回つくりたいということで上程をさせていただいたものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（高橋愛子君）

経営戦略課長 荒川浩君。

○経営戦略課長（荒川 浩君）

9月補正後の繰越金は6,762万9,000円、今後の活用方法はという御質問でございますが、繰越金につきましては、今後も補正予算を提案させていただくと思いますが、その財源として考えております。

また、事業の追加については、前提としましては、当初予算に計上させていただいた

事業を推進してまいります、突発的に発生した事案や、どうしても緊急的にやらなければならないもの等のほか、総合計画などに掲げる事業のうち、前倒ししてでもやらなければならないこと等が発生した場合には、極力この財源で行っていきたいというふうに考えております。

なお、そういった案件が今後なき場合については、この繰越金については、今までも行っておりますが、基金に積み増しするとか、債務の繰り上げ償還に充てていきたいというふうに考えております。

また、蛇足ではございますが、今現在の予算には、基金の繰入金金が1億8,246万6,000円、基金から繰り入れる予定となっております。この繰入金も、今後繰り入れをしなくてもよくなるような手法を考えていかなければいけないというふうに考えておるところでございます。以上です。

○議長（高橋愛子君）

ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（高橋愛子君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

町における減災対策というふうなことですけれども、今、国のほうは震災復興の財源に充てるというのが大きな目的だと。もちろん、今、国のほうにおいても震災復興という名目で財源を確保しながら、震災復興と全く関係ないところに使われているということで国民の批判も浴びているわけですけれども、本来、この財源確保は、震災復興というのが最も大きな目的であり、それに関係する事業に対しては流用を認めるというような感じだというふうに私は理解しているわけですけれども、そういったときに、今計画されておる輪之内町における地域の絆を高める補助金というのが、本当に今緊急に必要なものかどうかというようなことがちょっと疑問に思えてしょうがない。それが400万で足りないから800万にするんだということですが、その800万の積算根拠というのはどのようになっているのか。本当にこれが、今、震災復興に財源が必要だというときにやらなければならない事業なのかどうかということ、その辺の関連等も含めてお答え願いたいと思います。

それから、財源の問題ですけれども、地方交付税も恐らく確定していると思いますが、地方交付税の留保金額はどのようになっているんでしょうか、お伺いします。

○議長（高橋愛子君）

総務課長 兒玉隆君。

○総務課長（兒玉 隆君）

今、森島議員から御質問いただきましたけれども、国は先ほど言いましたように、震

災復興の財源に充てることを主な目的として国家公務員の給与を減額しております。しかしながら、町は直接的にはその震災復興に充てるために財源を支出するということはありません。先ほども言いましたように、各地方公共団体においては、防災、あるいは減災、景気対策、そういった課題があるでしょう。なので、各地方公共団体も、国に倣って給与の減額措置をしてくださいという閣議決定、要請に基づいて行ったものでございます。

それで、今、必要ではないのではないかというような御意見がありましたけれども、災害というのはいつ起こるかわかりません。これを、例えば3年後にやればよいというわけにはいかないというふうに考えております。

それで、額的にはそれほど多い額ではありませんけれども、先ほど来、説明をしつこくしておりますように、この補助金を一つの機会として、各区、あるいは自治会において防災について考えていただく一つの機会にさせていただくという目的もございますので、いつ来るかわからない、そういった状況を考えれば、このタイミングでやるべきだというふうに考えておるところでございます。以上です。

○議長（高橋愛子君）

経営戦略課長 荒川浩君。

○経営戦略課長（荒川 浩君）

普通交付税のことについてお尋ねでございますが、普通交付税の留保、使い道等でございますが、今年度の普通交付税の交付は、額は8億7,684万9,000円で、7月23日付で通知をいただいております。したがって、当初予算が8億計上してございますので、留保としましては7,684万9,000円ということになるかというふうに思います。

なお、使い道はということでございますが、先ほど補正予算の留保額、繰越金と同じような考え方でいきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（高橋愛子君）

ほかに質疑ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（高橋愛子君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第45号は、お手元に配りました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋愛子君）

異議なしと認めます。

したがって、議第45号 平成25年度輪之内町一般会計補正予算（第2号）については、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定しました。

○議長（高橋愛子君）

日程第9、議第46号 平成25年度輪之内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

福祉課長から議案説明を求めます。

岩津英雄君。

○調整監兼福祉課長（岩津英雄君）

それでは、御説明申し上げます。議案書の6ページをお開きください。

議第46号 平成25年度輪之内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。平成25年度輪之内町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,507万7,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成25年9月9日提出、岐阜県安八郡輪之内町長ということでございまして、次の7ページ、8ページにつきましては、款項別の補正額が示されたものでございますので、その詳細について事項別明細書により御説明申し上げます。

平成25年度輪之内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の事項別明細書、4ページをお開きください。歳出から御説明申し上げます。

款2.項1.目1.後期高齢者医療広域連合納付金ということで7万7,000円を追加するものでございます。この7万7,000円につきましては、24年度保健事業費負担金が確定いたしましたしまして、その精算金を補うものでございます。

歳入について御説明申し上げます。3ページをお開きください。

一般会計の補正予算でも御説明がありましたんですけども、それを受けるものでございます。款4.項1.目1.一般会計繰入金7万7,000円でございます。これを一般会計から繰り入れるものでございます。

以上で御説明を終わらせていただきます。

○議長（高橋愛子君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（高橋愛子君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議第46号は、お手元に配りました議案付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（高橋愛子君）

異議なしと認めます。

したがって、議第46号 平成25年度輪之内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

○議長（高橋愛子君）

日程第10、議第47号 平成24年度輪之内町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第14、議第51号 平成24年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでを一括議題とします。

会計管理者に説明を求めます。

加藤智治君。

○参事兼会計管理者（加藤智治君）

それでは、議第47号から議第51号まで一括で説明させていただきます。

説明につきましては、町長の提案説明の中に決算の内容がございましたので、簡単に説明したいと思います。よろしくお願ひいたします。

お手元に配付の平成24年度輪之内町一般会並びに特別会計歳入歳出決算書をごらんください。白い冊子でございます。

1 ページの中段をごらんください。上記決算審査をいたしましたところ相違ないものと認めたので、地方自治法第233条第3項により町議会の認定に付します。平成25年9月9日、輪之内町長。

それでは、順次説明させていただきます。

平成24年度輪之内町一般会計歳入歳出決算書。歳入金38億2,654万8,842円、歳出金36億6,209万1,121円、歳入歳出差引残金1億6,445万7,721円、うち翌年度繰越金1億6,080万4,721円であります。

右側をごらんください。平成24年度実質収支に関する調書、歳入総額38億2,654万8,842円、歳入歳出差引額まで同じでございます。4番の翌年度へ繰り越すべき財源、繰越明許費繰越額は365万3,000円であります。実質収支額1億6,080万4,721円。基金繰入額はありません。

次のページをごらんください。歳入であります。

款1. 町税、調定額14億9,696万9,414円、収入済額14億1,791万4,880円、不納欠損額241万6,686円であります。収入割合は94.7%であります。

次の款2. 地方譲与税から次の5ページの款10. 交通安全対策特別交付金までにつつま

しては、調定額を100%収入しております。

款11. 分担金及び負担金、99.8%の収入割合であります。

款12. 使用料及び手数料、99.96%の収入割合でございます。

款13. 国庫支出金から次の7ページの款18. 繰越金までにつきましても、調定額に対し100%収入しております。

款19. 諸収入、98.5%の収入割合でございます。

款20. 町債につきましても、100%収入しております。

歳入合計、調定額39億726万5,376円に対しまして、収入済額38億2,654万8,842円、97.9%の収入割合でありました。

次のページをごらんください。歳出に入ります。

款1. 議会費、予算に対する執行率は98.5%でありました。

款2. 総務費につきましても、翌年度繰越額が1億9,999万8,000円ございましたので、68.7%の執行率でありました。

款3. 民生費97.9%。

款4. 衛生費95.5%。

款5. 農林水産業費98.1%。

款6. 商工費99.1%。

款7. 土木費97.6%。

めくっていただきまして、款8. 消防費につきましても1億4,408万7,000円の翌年度繰越分がありますので、51.9%の執行率でございます。

款9. 教育費につきましても、365万9,000円翌年度へ繰り越しておりますので、97.2%の執行率でございます。

款10. 公債費は99.9%であります。

款11. 予備費につきましても、支出はございませんでした。

歳出総額は、支出済額で36億6,209万1,121円であります。繰越明許額が3億4,774万4,000円でございますので、89.4%の執行率でありました。

次に、83ページをごらんください。

平成24年度輪之内町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書。下のほうをごらんください。歳入金9億4,944万137円、歳出金8億5,598万5,766円、歳入歳出差引残金9,345万4,371円、うち翌年度繰越金7,045万4,371円、基金繰入金2,300万円でございます。

右側をごらんください。4番目、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。実質収支額は9,345万4,371円でございます。基金繰入額は2,300万円でございます。

次のページをごらんください。歳入に入ります。

款1. 国民健康保険税につきましても、調定額3億3,581万3,396円に対しまして、収入

済額2億6,198万5,470円であります。470万7,500円を不納欠損しております。収入割合としましては78%でございました。

次の款2. 使用料及び手数料から次のページの款11. 諸収入までにつきましては、100%の収入でありました。

歳入合計としまして、調定額10億2,326万8,063円に対しまして収入済額9億4,944万137円、92.8%の収入割合でありました。

次のページをごらんください。歳出に入ります。

款1. 総務費、執行率としましては95.3%でした。

款2. 保険給付費91.9%。

款3. 後期高齢者支援金99.99%。

款4. 前期高齢者納付金87.9%。

款5. 老人保健拠出金51.9%。

款6. 介護納付金99.9%。

款7. 共同事業拠出金91.8%。

款8. 保健事業費89.5%。

款9. 公債費につきましては、支出はありませんでした。

款10. 諸支出金98.3%。

次のページをごらんください。款11. 予備費につきましては、支出はありませんでした。

歳出合計としまして、支出済額8億5,598万5,766円で、93.4%の執行率でありました。

次に、113ページをごらんください。

平成24年度輪之内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書。下のほうをごらんください。歳入金6,346万6,483円、歳出金6,257万2,733円、歳入歳出差引残金89万3,750円、うち翌年度繰越金は同額でございます。

次のページの調書でございます。実質収支額は89万3,750円で、基金繰入額はございません。

次のページをごらんください。歳入に入ります。

款1. 後期高齢者医療保険料につきましては、調定額3,596万6,500円、収入済額3,585万9,150円で、99.7%の収納割合でございました。

次の款2. 使用料及び手数料から款6. 諸収入までは、100%収入しております。

歳入合計としまして、収入済額6,346万6,483円で、99.8%収入しております。

次のページをごらんください。歳出に入ります。

款1. 総務費93.9%。

款2. 後期高齢者医療広域連合納付金96.8%。

款3. 保健事業費98.2%。

款4. 諸支出金につきましては25.6%。

款5. 予備費につきましては、支出はございませんでした。

合計しまして、支出済額6,257万2,733円で、96.6%の執行率でありました。

次に、125ページをごらんください。

平成24年度輪之内町児童発達支援事業特別会計歳入歳出決算書であります。歳入金1,274万4,590円、歳出金1,199万5,417円、歳入歳出差引残金としまして74万9,173円、うち翌年度繰越金も同額でございます。

次のページをごらんください。翌年度へ繰り越すべき財源はございません。実質収支額としまして74万9,173円でありました。基金繰入額もございません。

次のページをごらんください。歳入としまして、款1. 障害児給付費、それから下の款5. 諸収入まで100%収入しております。

収入済額としまして1,274万4,590円でありました。

次のページをごらんください。歳出に入ります。

款1. 総務費、執行率は61.7%です。

それから、款2の児童発達支援事業費としまして97.6%の執行率です。

款3. 予備費につきましては、支出はありませんでした。

支出済額は1,199万5,417円で、95.2%の執行率でありました。

次に、135ページをごらんください。

平成24年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算書であります。歳入金5億9,749万3,214円、歳出金5億8,403万8,052円、歳入歳出差引残金1,345万5,162円、うち翌年度繰越金は同額でございます。

調書のほうへ入ります。翌年度へ繰り越すべき財源はございません。実質収支額としましては1,345万5,162円、基金繰入額はありません。

次のページをごらんください。歳入に入ります。

款1. 分担金及び負担金につきましては、60.9%の収入割合でございます。

款2. 使用料及び手数料につきましては97.9%。

次の款3. 国庫支出金から次のページの款9. 町債までは100%の収入割合でありました。収入済額5億9,749万3,214円で、98.6%の収入割合でございました。

次のページをごらんください。歳出に入ります。

款1. 公共下水道費、執行率96%。

それから款2. 公債費98.9%の執行率でした。

款3. 予備費につきましては、支出はございませんでした。

支出済額5億8,403万8,052円、96.5%の執行率でありました。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋愛子君）

これより一括質疑を行います。

質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

○議長（高橋愛子君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

詳細については、もちろん決算特別委員会のほうでお伺いしますけれども、総体的に町税、あるいは国保税、そのほか手数料等、収入未済額が前年度に比べてふえている。特に町税及び国保税については不納欠損をしながらも収入未済額がふえている、こういったことについてどのように考えておられるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（高橋愛子君）

税務課長 田中実君。

○税務課長兼会計室長（田中 実君）

森島議員の御質問の町税等、収入未済額がだんだんふえてきておるのはどのように考えておるかということでございます。端的に申し上げますと、滞納額がふえてきておることだと思っておりますが、町税が収入未済額がふえてきておりますのは、やはり経済状況が苦しい中、町民の皆さんも一生懸命頑張って町税を払おうとしてみえるという中で、私ども税に関する職員というのは、最終的には厳しい状況の中で御協力いただけない町民の皆さん方につきましては、滞納額を差し押さえ等をさせていただくわけでございますが、それに至るまでの間に納税相談をしまして、町民の皆さんから本当に苦しい状況をお聞きして、できる限りそれに至らないように、分納誓約等をして月々でも払っていただけるというような努力をしております。

結果的には収入未済額がふえてきておりますが、町のほうとしては、税については税負担の公平がございますので、地方税法にのっとり、もちろん最終段階では町税を回収していきますが、その段階に至る中には、やはり本当に生活が苦しい方に対しては懇切丁寧にその状況をお聞きしながら、納税を努力していただくように事業を進めていきたいというふうに考えております。よろしく申し上げます。

(挙手する者あり)

○議長（高橋愛子君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

私がお聞きしたかったのは、町民の生活レベル、所得水準というのが向上しているのか、あるいは低下しているのかということを中心に聞きたかったわけですがけれども、調定額がふえているんですね。調定額がふえている理由というのは何なのか。これは所得がふえたのか、それとも納税者がふえたのか。個人個人の所得は減っても、納税者がふ

えれば調定額が上がる。しかし、各個人個人の所得が減れば滞納者がふえるということになるかもしれませんが、その辺、調定額がふえて滞納額がふえるということは、そういった状況なのか、あるいは悪質な納税者が多くなったというふうに考えたらいいか、どのように考えておられるでしょうか。

○議長（高橋愛子君）

税務課長 田中実君。

○税務課長兼会計室長（田中 実君）

まず、町民の所得がふえたのかどうかという御質問かと思いますが、町民税につきましては、税率が変わっておりませんので、調定がふえたということは課税標準額がふえたということです。したがって、納税される方がふえたということで、町民の所得はふえてきておると。平成25年度においては前年比0.8%の増加ということでございますので、微増ではございますが、所得はふえてきておるというふうに考えております。

また、悪質な滞納者がふえてきているのではないかと御指摘でございますが、悪質という定義はなかなか難しいかと思いますが、滞納者につきましては、前年よりもふえてきておりますので、平成23年度には692人のところが24年度には765人ということで、少なからず滞納がふえてきたということでございます。これは、私ども税に携わる職員の責務でございますので、徴税には努力して、回収のほうには努めていきたいと。また、真に生活に困窮してみえる方については、納税相談のほうで詳しくお聞きし、血の通った税政を行っていきたいというふうに考えております。

○議長（高橋愛子君）

ほかに質疑ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（高橋愛子君）

これで質疑を終わります。

暫時休憩します。

（午前10時37分 休憩）

（午前10時51分 再開）

○議長（高橋愛子君）

休憩前に引き続き会議を再開します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議第47号から議第51号までについては、8人の委員で構成する平成24年度決算特別委員会を設置し、これに付託し、審査することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋愛子君）

異議なしと認めます。

したがって、議第47号から議第51号までについては、8人の委員で構成する平成24年度決算特別委員会を設置し、これに付託し、審査することに決定しました。

暫時休憩します。

(午前10時52分 休憩)

(午前10時52分 再開)

○議長（高橋愛子君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

ただいま設置されました平成24年度決算特別委員会委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（高橋愛子君）

異議なしと認めます。

したがって、平成24年度決算特別委員会の委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

平成24年度決算特別委員会の委員長及び副委員長の互選をお願いします。

暫時休憩します。

(午前10時53分 休憩)

(午前10時53分 再開)

○議長（高橋愛子君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

平成24年度決算特別委員会の委員長及び副委員長を報告します。

委員長は田中政治君、副委員長は上野賢二君です。

これで報告を終わります。

○議長（高橋愛子君）

日程第15、議第52号 輪之内町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

税務課長から議案説明を求めます。

田中実君。

○税務課長兼会計室長（田中 実君）

それでは、議案書の10ページをお開きください。

議第52号 輪之内町税条例の一部を改正する条例について。輪之内町税条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。平成25年9月9日提出、輪之内町長。

今回の輪之内町税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法が改正されたのに伴い、輪之内町税条例の所要の改正をするものであります。

改正の主なものは、住民税の公的年金からの特別徴収税額の徴収方法の変更等の改正でございます。

それでは、新旧対照表で主な部分について御説明申し上げます。お手元の新旧対照表の1ページをお開きください。

第32条の5の2、公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の特別徴収について御説明申し上げます。現行では、住民税は公的年金からの特別徴収が実施されております。しかしながら、公的年金から住民税を特別徴収されている方が町外に転出された場合、公的年金からの特別徴収が停止し、特別徴収から普通徴収に変わるという制度となっております。

今回、年金所得者の納税の便宜を図る観点から、町外に転出されても、そのまま住民税の特別徴収を継続できるように改正するものであります。

なお、公的年金の特別徴収と申しますのは、年金からの住民税の天引きのことでございます。普通徴収と申しますのは、年金天引き等によらない、普通の納付書での住民税の納付のことでございます。

続きまして、2ページをお開きください。32条の5の5、年金所得に係る仮特別徴収税額等について御説明申し上げます。現行では公的年金からの特別徴収は、年金が年6回支給されておりますので、年6回にわたって年金から住民税を徴収しております。前半の3回、4月、6月、8月は仮徴収と呼びまして、後半の10月、12月、2月は本徴収と呼んでおります。現行では仮徴収の算定につきましては、前の年の本徴収額と同額をそれぞれ4月、6月、8月の3回に分けて徴収しております。本徴収額は、その年の実際の住民税の年税額から仮徴収額を差し引いた額を3回に分けて徴収する仕組みとなっております。この仕組みでは、前の年の所得に比べて当該年度の所得が少なくなった場合、もちろん税額というのはその年の所得で決まりますので、前の年より所得が減った方は、税額が前の年より低くなります。そうしますと、仮徴収額は、先ほど申しましたように、前の年の本徴収額と同額が来ますので、どうしても仮徴収額と本徴収額の間に負担のバランスが合わなくなるということでございますので、今回の改正では、仮徴収額の算定につきましては、前の年の年税額の2分の1として、本徴収はその残りというふうに、2分の1というのを掛けまして、負担をできるだけ軽減化したい、平均化したいという改正でございます。

続きまして、3ページをめくっていただきますと、6条の4、寄附金税額控除における特例控除額の特例につきまして、こちらは上位法の改正による字句の追加でございます。

続きまして、15条の3、上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例の件

につきましては、3ページから5ページの間にご書いてございます。これについて御説明を申し上げますと、現行では上場株式等の配当と譲渡損益の間では損益通算というのが認められております。今回は上場株式と公社債との間にも損益通算を拡大するための今回の条項の改正でございます。

損益通算というのはどういうことかと申しますと、所得課税におきまして2つ以上の所得があって、片っ方の所得が赤字、他の所得は黒字と、そうした場合、利益と損失を合算して計算できるというのが損益通算という制度でございます。損益通算は、税制上、全ての所得間にできるわけではなくて一定の取り決めがございます。従来は上場株式と公社債との間の損益通算は認められておりませんでした。今回からできるようになりましたということです。

それで、公社債とはという話ですが、それは発行主体によっても違いますが、国が発行する場合は国債と、地方が発行する場合は地方債、株式会社が発行する場合は社債ということでございます。

それから、6ページから8ページをお願いしたいと思います。第18条、一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例、それから7ページの最後ですけれども、18条の2、上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例につきましては、先ほど15条の3で御説明いたしましたとおり、上場株式と公社債との間に損益通算の範囲を拡大いたしましたための条項の整理であります。

次に17ページをめくっていただきまして、第19条、先物取引に係る雑所得等に係る個人の町民税の課税の特例につきましても、上位法改正による字句の訂正でございます。

次に20ページ、19条の2、条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例、こちらも上位法による字句の訂正でございます。

それでは、議案書に戻っていただき、15ページをお願いしたいと思います。

附則ということで、第1条、施行期日について御説明申し上げます。第1条、この条例は、平成28年1月1日から施行すると。先ほど申しました公的年金の特別徴収の仮徴収に関することは平成28年10月1日から、上場株式等の関係につきましては、平成29年1月1日から施行いたします。

2条につきましては、その経過措置でございます。

以上で説明を終わらせていただきますので、よろしく申し上げます。

○議長（高橋愛子君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（高橋愛子君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

この地方税条例、輪之内町税条例というのは、読んでおっても全く理解できない、難しい内容になっているわけです。したがって、条例改正に当たって議運において委員会付託してほしいということを申しましたけれども、多数決によって本会議採択ということになってしまいました。そういうことで、これを本当に十分理解して採決できるのかどうかということが、私は非常に疑問だというふうに思っています。説明されたことをうのみにして、いいか悪いかわからないまま、この賛成、反対の態度を示さなければならない、非常に残念な事態だというふうに思います。

その中で、今お聞きして一部理解したところもありますけれども、まだちょっとわからないところが何点かありますのでお伺いしたいと思います。

これは大した問題じゃないんですけれども、32条の5の2の中で「当該年度の10月1日」が「当該年度の初日の属する年の10月1日」というふうに、「初日の属する年」を新たに追加するというのがあるわけですが、この意味は何でしょうか。この当該年度の10月1日といえば、当該年度の10月1日は、一日しかありません。なのに、なぜこのような改正をしなければならないのか。

これはここばかりじゃなくて、ほかにもそんなような記述のあるところがありますけれども、読んでおるとわかりにくくてしょうがない。簡潔・明瞭に正確に表現されれば、それでいいわけですから、余分な表現は削除すべきじゃないかというふうに思うわけですが、逆にこれを初日の属する年の10月1日、わざわざわかりにくくしているのは、これはどういう意味があるのかということをお伺いしたいと思います。

それから、この32条の5の2の1項の1号が今度削除されるわけですが、これは今説明で、1月1日以降に転出した場合でも特別控除が適用になるというようなことを聞いて、それで一部わかったわけですが、従来、それを1月1日に住所を有しなければ特別控除の対象にならなかったと、していなかった理由は何だったのか。これを外した理由は何なのかということをお伺いしたいと思います。

それから32条の5の5のほうでは、これも今ちょっと説明があつてわかったような気もしないわけじゃないんですが、従来の仮特別徴収税額が前年度に徴収された特別徴収税額に相当する額から、前々年中の公的年金所得に係る所得割額と均等割額の合計の2分の1に相当する額と変えられるわけですが、このことによって特別徴収対象者の納税額、従来と比べて納税額に変化があるのかどうか。従来は、前年度に徴収された特別徴収税額に相当する額を仮徴収していた。改正後については、前々年中の年金所得に係る所得割額と均等割額の合計の2分の1の額に相当する額というふうになるわけですから、明らかにこれは違ってくるわけですね。だから、これが増額になるのか減額になるのか、どのくらい違いがあるのか、こういったことをちょっと教えていただきたいと、思います。

それから、附則のほうで15条の3から18条、19条の2の条項というのは、株式・先物取引などは、どちらかというとな資産家に対する優遇税制だというふうに思っているわけですね。本来であるなら10分の6であるところが10分の3になるという条項ですので、資産家に対して優遇していると。本当に生活が苦しい人には恩恵のない条項だと思うんですけども、この特例条項も何年か続いておるわけですけども、いつまでこんな特例条項を続けるつもりなのか。

先ほどの決算のところでも質問しましたけれども、町税の滞納者がふえている。どういう人がふえているのか、ちょっとわかりませんが、この資産優遇税制を受けている方が滞納しているのかどうか、この辺の答弁は結構ですけども。要は、資産家に対する優遇税制というものをいつまで続けるつもりなのかということをお伺いしたいと思います。

今回の優遇税制の改正によって税額は、町の徴収税額というのはプラスになるのかマイナスになるのか。改正することによって、町に対する影響はどうなるのかといったことをお伺いしたい。

それから最後に、今回の施行期日、28年1月1日から、長いものは29年1月1日、あと3年以上あるわけですね。だから、3年先のことをなぜ今改正しなきゃいかんのか。この3年の間に社会情勢の変化などによって、そういう税制改正などが必要になってくることがないのかどうか。もし、あったとしたら、この3年先に施行するものを今なぜやらなきゃいけないのか。

仮にこの社会情勢の変化によって税制改正の必要が出た場合、どのように対応するのか。なかったことにするのか、この施行していないものをまた改正するのか、そういう無駄なことをやることになるわけですけども、その辺をどのように考えておられるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（高橋愛子君）

税務課長 田中実君。

○税務課長兼会計室長（田中 実君）

大変御質問を多くいただきまして、整理しながら答弁をしていきたいと思っております。

まず、最初の32条の5について大変わかりにくいということでございます。一般の方はわかりにくいと思っております。法令につきましては、普遍的、時代を経てもわかる、解釈ができるようにということですので、言葉としては難しくなっておりますので、その辺は、議会等、こういう場で私が丁寧に御説明して、議員さんに御理解を得ていきたいというふうに思っております。

また、1月1日という、引き続きというのが出ておるのはなぜかという御質問ですが、これは税制に関することございまして、住民税は1月1日に居住する者に対して輪之内町が課税をしていくと。したがって、1月1日に見える方は、輪之内町が1年間、ど

こへ転出されても課税徴収権があるということでございますので、そういったことがございます。

また、32条の5の中で前年の本徴収税額の2分の1となるという文言があるが、これによって税額が変わるかということでございますが、私は議案を説明するときに、最初から徴収方法についてという御説明をしておるかと思えます。徴収方法が違うだけで、税額に対しては何ら影響ございませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから上場株式等のことについて、金持ち優遇制度ではないかという御指摘でございます。金持ちというのはどの辺をお金持ちというのかわかりませんが、確かに株を売ったり買ったり保有する方は、資金に余裕がある、いわゆる可処分所得が多目にある方ということで森島議員は言ってみえるかと思えますが、今回のことは金持ち優遇というよりは、今の金融市場、商品市場を見ていただくとわかりますが、金融商品の垣根が低くなっておる。株も債券も同じようなレベルに来ておるというようなことで、そのキャッシュフローを見るときに所得確保がしやすくなったということで、税制もそれに合わせてというような考えもございませうし、またこの金融商品の間の損益通算を拡大することによるというのは、今の日本経済の厳しい中、国民の皆さんがたんすに貯金を持っておられても経済は発展していかないと。やはりここは国民の皆さん方に貯蓄から投資へというような変換していただきたいというようなことでありまして、貯蓄から投資へと変わると、やはりこれは経済成長に必要な成長資金の供給が拡大されていくだろうというようなことが主眼でございまして、強いてはそれが私たち国民の長期的な安定した資産の形成につながるということでございませうので、金持ち優遇というより、一般市民の皆さん方の資産の形成につながる改正であるというふうに考えております。

それから、施行期日が28年1月1日から29年1月1日まで、遅いと、3年間に何かあるかわからないというようなことでございませうが、まず技術的なことを申しますと、年金特徴のこの制度の法案ができたわけですが、そうすると年金支払い者、今、日本年金機構さんにお世話になっておると思うんですが、システム改修にも2年ほどかかりますということで、ハード的な面もございませうし、それよりも何よりも、こういった税制を3年後にやるんだよということを平成25年度の税制改革で一体化して、国民の皆さんに政府からメッセージを流すと。今の政府はこういう税制をやるんだよというメッセージを流しておるわけでございませうので、それがメッセージが伝われば、いろんな方面で好影響が出てくるというふうに考えております。以上です。

(挙手する者あり)

○議長（高橋愛子君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

質問に対する、ちょっと幾つかあったから答弁漏れもあるかと思うんですけれども、

最初の当該年度の初日の属する年という言葉の意味、これに対する答えがなかったんですけれども、この言葉は必要ないんじゃないかと。

今、何かわかりにくい言葉で説明があって、普遍的に何とかと言われましたか、なぜこれを入れるとこれが普遍的なのか、ちょっとよくわかりませんが、要は条例というのは町民のためのものであるはずですので、町民が読んでわかりやすいものでなきゃならない。それから、我々議員も読んで理解できるものでなきゃならない。執行部にとってはいろんな説明書があるからわかるかもしれませんが、我々はそういう説明書が一切ない、この条文だけしかない。それでいろいろ判断せよと言われても、これ判断は難しいんです。

したがって、誰が見てもわかりやすい条文にすべきではないかというふうに思うわけですが、なぜこの初日の属する年という言葉を入れなきゃならないのか、もう一度これを明確に教えてください。

それから、32条の5の5のほうで税額は変わらないというふうに言われましたけれども、そうすると前々年中のこの所得割額と均等割額の合計の2分の1に相当する額と、それから前年度に徴収された特別徴収税額というのは一緒なんですか、これ。明らかに違うと思うんですが、どうしてこれが一緒になるのか、お答え願いたいというふうに思います。

それから資産家優遇についてですけれども、今、貯蓄から投資へという政府のメッセージだと、それを町のほうもそれに従ってやっているということですが、貯蓄できる人はいいですよ。貯蓄できない人、先ほど言ったように、滞納しなければならぬ人というのは、恐らく貯蓄もできない人、そういう人が税金を払えなくて困っている。金のある人に、なぜそんなに優遇しなきゃいけないのか。

今の景気対策にもなるというようなことを言われましたけれども、今、景気対策が一番やらなくちゃならないのは需要を拡大しなきゃいけない、国民の所得をふやさなければならぬ。何も設備投資をするといっても、需要がふえなかつたら設備投資なんかできない。幾ら金があっても、設備投資をしても需要がなかつたら、結局は経済は発展していかない。そういうことですので、この金融資産が幾らあり余っておっても、需要が伸びない限り設備投資は進まないはずであります。現に今、大手の大企業は過去最大の内部留保を抱えている。金があっても設備投資に回していない、需要がないからですよ。だから、今、需要をいかにふやすかというのが大事なときに、資産家優遇して投資を幾ら促しても、これは景気の回復には全くつながらないと思いますが、その辺、本当に今税務課長が答弁されたように、貯蓄から投資によって景気が回復するというふうに思っておられるのかどうか。私は、それは根本的な間違いだと、誤っているというふうに断定したいと思いますけれども、お考えをお聞かせください。このことについては、町長の考え方を聞いたほうがいいかもしれませんが、お聞かせ願いたいというふうに

思います。

それから、施行期日が3年先であるということについて、技術的に年金システムの改修のために時間がかかる。時間も金もかかるわけですね、ただ時間だけやなくて、無駄な経費もかかるわけやね。今回、その改正することによって町民がどれだけ救われるのか。これ、町民のための税制改正じゃなくて、行政のための条例改正なのか、その辺の考え方、本当にこれが町民のためになるのか。あるいは、行政がやりやすいようにするために、そういうふうに条例改正をやるようにしたのか、その辺の基本的な考え方にも違いがあると思いますけれども、その見解を答弁願いたいと思います。

○議長（高橋愛子君）

税務課長 田中実君。

○税務課長兼会計室長（田中 実君）

再度にわたりまして、たくさん質問をいただきました。また、整理しながら御回答をさせていただきたいと思います。

まず、初日の属する年の説明は、先ほど言いましたように、課税日が1月1日ですので、年度の当初が1月1日という基準日をここであらわしておるということで御理解してください。

また、仮徴収と本徴収の間で前年の本徴収の2分の1という条項があるから、明くる年の住民税が変わるのではないかという森島議員の御指摘ですが、先ほどから言っておりますように、税金の額は変わらない。

○9番（森島正司君）

仮徴収額のことを言っておる。

○税務課長兼会計室長（田中 実君）

仮徴収額は、前の年の本徴収額が、これをちょっと数字にあらわすと御案内させていただきたい。例えば住民税が6万円の方が見えますとします。そうすると、今の制度では仮徴収は3万円、本徴収は3万円、3万円と3万円で来ます。明くる年は、その方の税額にかかわらず、仮徴収が3万円、これは前の年の本徴収税額が明くる年の仮徴収税額になりますので、無条件で3万円になるというふうに決まっています。その方が仮に所得に変動があって少なくなって3万6,000円ぐらいの住民税となると、その方は仮徴収では前の年の本徴収税額3万円、その年の本徴収税は、3万6,000円から3万円を引いた残りで6,000円です。ちょっと前半と後半とアンバランスになり過ぎるのではないかと、年平均して税金を徴収できるようにしたいというのがためのこととございます。

それから3点目、貯蓄ができる方はお金持ちで、そうじゃない方にはなぜこの制度、上場株式等と貯蓄から投資へということができないというようなお話ですが、経済というのは、貯蓄のない方も経済のつぼの中に入って見えまして、これは大きなダイナミックな流れの中に入って経済を成長していくということだと。1つは、金融政策におけ

る日銀です。現在、日銀はインフレスタンスを掲げて物価の景気浮揚策をしております。また、財政政策は政府がやるんですが、この2本の流れで経済をよくしていくと。そういった流れの中で、貯蓄のない方も徐々に所得がふえていくという経済的な流れが来るのではないかとということでございます。

あと、最後の御質問は施行期日、なぜ先の3年先の施行で、今からやるのか、無駄になるのではないかとという再度の御質問であったかと思いますが、それについては、やはり法治国家は法律を知らしめることもございますし、地方においては、国が法令を整備したら、即座に整備をしていく義務もございます。これが何のためにやるのか意味がないとおっしゃられても、やはり法治国家でございますので、法に守られた国民、町民については、やはり関係法令は整備していくと。それは税においても同じであるというふうに理解しております。以上です。

(「議長」の声あり)

○議長（高橋愛子君）

9番 森島正司議員。

○9番（森島正司君）

まず、質問に対する答弁がない、ということは、これ質問回数に入らないんですよ。そして、本来、こういうものを本会議でやるということ自身が無理な話なんです。執行部としては、これだけのものをわずか二、三分、二、三分はちょっと言い過ぎですけども、10分や15分の説明で9人の議員が理解できるというふうに思ってみえますか、何の資料もなく。要するに、執行部としてはわからんでもいい、ただ賛成だけしてもらえばいいと、内容がどうでも執行部の出したことに対して、ただ黙って賛成すればいいと、そういうふうな考えで提案されているんでしょうか、お伺いします。

○議長（高橋愛子君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

町税条例の今回の改正については、全て法令解釈上というよりは法令運営上の技術的基準でございますので、あえて私が申し上げるまでもないかなと思っておりました。あくまで、これは地方税法の改正を受けての技術的な根拠を与えるための町税条例の改正でございます。そのことをひとつ御理解いただきたいと思います。そうでないと、今後の地方税条例の改正についても同じ議論が出てきますので、その点ははっきりさせておきたいと思います。

それから、この税条例に関連して経済運営について云々という、その物の考え方に対して幾つかの御質問というか、御質問というのは議案に対する質疑なのかどうかもちょっと疑わしいんですけども、関連する事項ということで捉えておられるようですので、私のほうからは景気浮揚というものと税制上の問題というのはどう考えるべきかと、こ

れは当然のことながら、税制というのは少なくとも国民、県民、町民の豊かな生活を実現するための手法として、そのために、言ってみれば助走をつけるため、もしくは後ろから押し出すための税制度というのは当然あるわけです。特に投資関係の税制についてはそういうことが言えるんだろうと思います。

どこを対象にというときに、例えばそれが各住民あまねく該当するものについて景気の底上げを図るために一種の軽減税率、もしくは皆さんに負担をしていただくために一律に税率をアップするとか、そういう既存的な部分がございます。それから、政策減税、もしくは投資減税と言われるものの中身については、例えば配当分離課税するとか、合算課税するとか、いろんな税制上の税制を通じてどう政策目的を実現していくかという部分があるわけです。今回の損益通算規定については、一部はそれはそういう部分があると思います、当然。それはごくごく一部の金持ち優遇だと、金持ちの範囲というのはどこかということ、私もわかりません。それは、それに関係する人を全部金持ちという言い方をされるならば全部金持ちですし、そうじゃないよと、投資される方もいろんな対応があるわけです。お金がないけれども、ちょっとひとつリスクをしょってでも、そういうことによってひとつ自分のスタイルとしてそこに投資を集中することによってリターンを得ようとする方もお見えになるでしょう。それは、例えば公債、社債、株式、いろんなものに投資するけど、本人の思い抱くもの。それを我々の側が醸しながらどうか、そういう判断とはちょっと違うと思いますので、そこのところは、これは別の機会に議論する以外にないのかなと、そう思っておりますけれども、これは金持ちだとか貧乏人、いや、言葉を正確に言いますと、金持ちの方と金をお持ちでない方と言うべきだろうと思いますけれども、そういったところの線引きをどうするかも含めて、もちろん、これは皆さん御承知のとおりですが、税制って国のなりわいとして誰にどこに負担を求めるかという制度の問題でありますから、そこに政策の目的が入ってくるのは、ある意味当たり前の話であります。そこを前提に、これからの税制度というのも議論をしていくべきだろうと思います。以上です。

○議長（高橋愛子君）

ほかに質疑ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（高橋愛子君）

これで質疑を終わります。

これから議第52号についての討論を行います。

討論はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（高橋愛子君）

9番 森島正司議員。

○9番（森島正司君）

今の答弁を聞いておりましたが、資産家優遇、私は金持ちという言葉は使っておりませんけれども、結局、この資産家優遇税制というのは多くの輪之内町民にとっては余り関係ないことではないか。

輪之内町の条例というのは、輪之内町民に課される税金であります。そして、今の国の政策で税制が変わったから、それに従ってやっていくんだということですがけれども、今のこの国の政策というものが輪之内町の町民にも当然影響しているわけです。国の法律が輪之内町の条例になって、そして直接町民に負担をお願いするというふうになるわけですので、その政策課題が国全体で言えば、この日本経済全体のことになる。そうすると、大企業をいかに優遇するかというのが国の政策であれば、庶民のほうは苦しめられる。それではだめなんだというようなことで、そういう政策提言を自治体から国に対して上げていかなければならない、それが自治体、行政の役割ではないか。上から上意下達で、上のやることをそのまま垂れ流しで下部へ流すだけでは、今の国のもとでは大企業は太るけれども、庶民はどんどん潰れていく。これでは経済の発展もあり得ないというふうなことになっているわけですから、そういった意味で、国がやるというからやるというような姿勢というのは、これはやっぱり改めていっていただきたいというふうに私は思っております。

今回の税制改正、今聞いておっても、早いもので28年1月1日、遅いものは29年1月1日、今やらなければならない理由というのは全く見当たらないというふうに思います。

それから、今の条文についても非常にわかりにくくて、変わらないと言われるけれども、文言が変わっているのに税額が変わらないというのは、これもちょっと十分理解できない、ということで、今回の条例改正は、少なくとも当面は必要ないことだというふうに思います。このことによって町民の生活がよくなるのであれば賛成しますが、よくなるのであれば、私は、これは反対であります。

○議長（高橋愛子君）

ほかに討論ありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（高橋愛子君）

これで討論を終わります。

これから議第52号を採決します。

お諮りします。

異議がありますので起立によって採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立7名）

○議長（高橋愛子君）

起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（高橋愛子君）

日程第16、議第53号 輪之内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

税務課長から議案の説明を求めます。

田中実君。

○税務課長兼会計室長（田中 実君）

それでは、議案書18ページをお開きください。

議第53号 輪之内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。輪之内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。平成25年9月9日提出、輪之内町長。

今回の輪之内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法が改正したことに伴いまして、輪之内町の国民健康保険税条例の所要な改正を行うものでございます。

改正なものにつきましては、地方税法改正に伴います関係条例の整備でございます。

それでは、新旧対照表で主な部分について御説明申し上げます。26ページをお願いしたいと思います。

附則3号、上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例について御説明申し上げます。町税のほうでも御説明しましたように、上場株式の配当と譲渡損益の間では損益通算が認められておりますが、今回、上場株式と公社債等の間にも損益通算ができるようになったことに伴い、条項の整理のための改正でございます。

26ページから27ページ、附則の6号、一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例と、7号、上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例、こちらにつきましては附則第3号で御説明しましたように、上場株式と公社債との間に損益通算ができるようになりましたので、条項の整理のための改正でございます。

次に28ページ、先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例、こちらは上位法改正によります項目ずれでございます。

続きまして、29ページ、土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例につきましては、こちらも同じく上位法改正による項目ずれでございます。

次にめくっていただきまして、30ページ、附則第10号、条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例、次のページの条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例につきましても、上位法改正による字句の訂正でございます。

次に議案に戻っていただきまして、21ページ、附則第1条、施行期日、この条例は平成29年1月1日から施行すると。

第2条については、その適用区分でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（高橋愛子君）

これより質疑を行います。

（挙手する者あり）

○議長（高橋愛子君）

9番 森島正司議員。

○9番（森島正司君）

これも資産家優遇の特例法改正というふうに思います。今回、配当所得が配当所得等、それから株式等が一般株式等に置きかえるわけですけれども、主にこの辺だったと思いますけれども、これが先ほど言われた損益通算ができるということが新たに追加されるというふうに理解していいのかどうか。このことによって、課税所得金額に従来よりもふえるのか減るのか、もちろん減るわけですね。輪之内町でこれが対象者がいるのかどうか知りませんが、どのように減ってくるのか。従来と比べると何%ぐらい課税総額が減るのか。同じ所得であった場合の総額ですね、どのように影響するのかということがもしわかったらお願いしたいと思います。

それから、これも施行期日が29年1月、3年以上も先です。この間に、さっき言ったように情勢の変化等で再改正が必要になった場合、どのように対応するのか。再改正がないと断言できるのかどうか、お願いしたいと思います。

○議長（高橋愛子君）

税務課長 田中実君。

○税務課長兼会計室長（田中 実君）

それでは、何点か御質問いただきまして、まず1点目の損益通算は新たにできたかということですが、最初に申しましたように、地方税法改正に伴うということですので、新たにできたということでございます。

それから、このことによって所得額が減るのかふえるのかという御質問ですが、損益通算は、町条例でもお話ししたように、赤字と黒字を足して通算をいたしますので、赤字がある方が利用されれば減るということで、それによってということでございます。

それから施行期日が29年1月1日と、大変先の改正をなぜ今するのかということですが、もちろん周知期間もございますし、地方税法が改正されたのに連動してやっていかなければ、やはり税制としてはうまく連結ができないと。やはり国がパッケージで改正されたものはパッケージで処理するのが基本でありまして、過去にさかのぼったときに、平成25年の税制改革の履歴を例えば歴史的に見ようとしたときに、改正され

ていないとわからないということもございますし、たとえ29年1月1日以降で改正すると言われても、この後、例えば緊急の法改正が来たときは、当然国は、今回提示した法律に基づいて条例が改正してあるという前提のもとに次の法律をかぶせてくると思いますが、ここはやはり来たものは即座に法整備をするというのが筋ではないかと思えます。以上です。

(挙手する者あり)

○議長（高橋愛子君）

9番 森島正司議員。

○9番（森島正司君）

私がちょっとそういう投資とか、そういうことを一切やっていないもので、一切やっていないっておかしいですけども、余り頻繁にやっていませんので、損益通算ができるということについてですけども、従来は損益通算ができなかった。29年1月1日以降は損益通算ができるようになるということのようですけども、損益通算をしないと、所得額というものはもともと最終所得に課税されるわけですね。だから、赤字になっておれば所得が減っているわけだし、黒字であれば所得がふえるわけだし、今回、新たにその損益通算をするという意味が、ちょっと私、素人でピント外れかもしれませんが、どうということなのか、もうちょっと教えていただきたいと思えます。

○議長（高橋愛子君）

税務課長 田中実君。

○税務課長兼会計室長（田中 実君）

再度の御質問をいただきましたので、回答させていただきたいと思えます。

所得というのは、確定申告をされた方はよく御承知かと思えますが、10の所得がございます。給与所得やら雑所得やら一時所得やら不動産所得やら、そういった10の項目の中で損益、ほかの所得と差し引きできる項目が決まっております。従来は、上場株式は、上場株式の売った損と配当とで差し引きして、その中でしかできなかったのが、今回から公社債、つまり株で損しても公社債でプラスになったら打ち消すというようなことで計算上を出していくということでありまして、最初に町税で申しましたように、損益通算については、赤字がある所得と黒字がある所得、差し引きイコールですよというのは全ての所得間においては使えないということもございますので、今回、使えるようになったということもございますので、御理解のほう、よろしく願います。

○議長（高橋愛子君）

ほかに質疑ありませんか。

(挙手する者なし)

○議長（高橋愛子君）

これで質疑を終わります。

これから議第53号についての討論を行います。

討論はありませんか。

(挙手する者あり)

○議長（高橋愛子君）

9番 森島正司議員。

○9番（森島正司君）

今回の条例改正は、今の資産家優遇の項目の改正である。損益通算ができることによってどのようなメリットがあるかということは、私にはちょっとなかなか理解できないところですが、いずれにしても、多くの低所得の方々にとっては関係のない問題であるというふうに思います。こういう所得のある方を、本来税率を引き下げるといような項目が少なくとも3年先までは維持されるということでもあります。29年1月1日にこの条例改正、施行すると。その間、条例改正はしないということであれば、少なくともこの3年間は資産家優遇税制というのが継続するんだということを改めてここで保障しているということになるわけであります。こんな滞納者がふえ、不納欠損処分までしなければならないような町民の生活状況を鑑みたときに、資産家を優遇するような制度というのは即刻廃止すべきであるというふうに思って、これに逆行するような今回の改正には反対であります。

○議長（高橋愛子君）

ほかに討論ありませんか。

(「議長」の声あり)

○議長（高橋愛子君）

6番 田中政治議員。

○6番（田中政治君）

今回の法改正は上位法の改正によるものということでありまして、先ほど来からいろんな反対討論、意見がありましたけれども、株式投資は金持ちだけがやるものでなくて、私みたいに金がない者でも、自分の責任においてリスクを、責任を持ってやるということであれば、あるなしにかかわらず、これは方法は幾らでもある。これを全て悪者にするような意見といいますか、内容のものではないと。あくまでも、町民誰もがこの制度、株式とか公社債は買うことができますし、それは自分の責任においてやる、当然のことですね。だから、そういう意味において今回の改正で損益通算ができるということで、別にそれが悪いことでないし、当然のことであるから、もうかったものから損をしたものを引く、それはごく自然の流れの中に拡大されたということで、賛成したいと思えます。

○議長（高橋愛子君）

これで討論を終わります。

これから議第53号を採決します。

お諮りします。

異議がありますので起立によって採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立7名)

○議長（高橋愛子君）

起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（高橋愛子君）

日程第17、議第54号 輪之内町子ども・子育て会議条例の制定についてを議題とします。

福祉課長から議案説明を求めます。

岩津英雄君。

○調整監兼福祉課長（岩津英雄君）

議案書22ページをお開きください。

議第54号 輪之内町子ども・子育て会議条例の制定について。輪之内町子ども・子育て会議条例を次のように定める。平成25年9月9日提出、輪之内町長。

条文のほうに移ります。

輪之内町子ども・子育て会議条例。

設置、第1条、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、輪之内町子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

所掌事務、第2条、会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

組織、第3条、会議は、委員15人以内をもって組織する。

第2項、委員は、次の各号に掲げる者のうちから、町長が任命する。1. 学識経験を有する者、2. 法第6条第2項に規定する子供の保護者、3. 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、4. 関係行政機関の職員、5. その他町長が必要と認める者。

任期といたしましては、第4条、委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とするということをございます。

会長及び副会長について、第5条、会議に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

第2項、会長は会務を総理し、会議を代表する。

第3項、副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

会議、第6条、会議は、会長が招集する。ただし、委員任命後の最初の会議は、町長が招集する。

第2項、会長は、会議の議長となる。

第3項、会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

第4項、会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

協力の要請としまして、第7条、会長は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

庶務といたしまして、第8条、会議の庶務は、子ども・子育て支援に関する施策を所掌する課において処理する。

委任といたしまして、第9条、この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附則といたしまして、施行期日、第1項、この条例は、平成25年10月1日から施行する。

輪之内町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正、第2項、輪之内町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和41年輪之内町条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表（第2条及び第4条関係）民生児童委員推薦委員会委員の項の次に次のように加える。子ども・子育て会議委員、日額5,000円。

以上です。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋愛子君）

これより質疑を行います。

（挙手する者あり）

○議長（高橋愛子君）

9番 森島正司議員。

○9番（森島正司君）

まず、この子ども・子育て支援法というものが、ちょっと私、勉強不足で承知しておりませんが、これ委員会付託になるかと思っておりますけれども、この法律の趣旨、あるいは法律でこの会議に何を求めているのかといったようなことなど、説明資料をまた委員会のほうに提出していただきたいと思っておりますけれども、その辺どうでしょうか。

○議長（高橋愛子君）

福祉課長 岩津英雄君。

○調整監兼福祉課長（岩津英雄君）

それでは、詳細については、また委員会のほうで説明させていただきますけれども、この子ども・子育て支援法につきましては、全ての子供に良質な成育環境を保障する、そのために定められた法律でございます。この法律によりまして、この会議を設置するものでございまして、その主な内容につきましては、町が保育所の定員を定める場合とか、それから子育て支援計画を策定する、そういったときにこの会議で意見を述べることができるというようなこと。

それから、子ども・子育て支援に関する施策の総合的、かつ計画的な推進の実施について調査・審議する。

それから、これをその施策等、計画について点検、評価、見直しを行っていくという、そういった趣旨でこの会議を設置するものでございます。以上です。

(「資料を委員会で」と9番議員の声あり)

○議長（高橋愛子君）

福祉課長。

○調整監兼福祉課長（岩津英雄君）

委員会には、また資料を御提出させていただきたいと思います。

○議長（高橋愛子君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第54号は、お手元に配りました議案付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（高橋愛子君）

異議なしと認めます。

したがって、議第54号 輪之内町子ども・子育て会議条例の制定については、文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

○議長（高橋愛子君）

お諮りします。

ただいま各常任委員会及び決算特別委員会に付託しました議案については、会議規則第46条第1項の規定によって9月18日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（高橋愛子君）

異議なしと認めます。

したがって、議第45号から議第51号まで及び議第54号については、9月18日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。各常任委員長及び決算特別委員長

は、9月19日に委員長報告をお願いします。

○議長（高橋愛子君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

定例会最終日は午前9時までに御参集をお願いします。

本日は大変御苦労さまでした。

（午後0時08分 散会）

平成25年9月9日開会 第3回定例輪之内町議会

第2号会議録 第11日目

平成25年9月19日

○議事日程（第2号）

日程第1 諸般の報告

日程第2 一般質問

日程第3 議案上程

日程第4 町長提案説明

日程第5 議 第 45 号 平成25年度輪之内町一般会計補正予算（第2号）

日程第6 議 第 46 号 平成25年度輪之内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第7 議 第 54 号 輪之内町子ども・子育て会議条例の制定について

◎各常任委員会委員長報告（総務産業建設・文教厚生）

（平成25年第3回定例町議会付託事件）

日程第8 議 第 47 号 平成24年度輪之内町一般会計歳入歳出決算の認定について

議 第 48 号 平成24年度輪之内町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議 第 49 号 平成24年度輪之内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

議 第 50 号 平成24年度輪之内町児童発達支援事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議 第 51 号 平成24年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

◎平成24年度決算特別委員会委員長報告

（平成25年第3回定例町議会付託事件）

日程第9 議 第 55 号 輪之内町光ケーブルテレビ広域ループ化工事請負契約の締結について

日程第10 発議第2号 道州制導入に断固反対する意見書について

○本日の会議に付した事件

日程第1から日程第10までの各事件

○出席議員（9名）

1 番 上 野 賢 二

2 番 浅 野 常 夫

3 番 高 橋 愛 子

4 番 小 寺 強

5 番 浅 野 利 通

6 番 田 中 政 治

7番 北島 登
9番 森島 正司

8番 森島 光明

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	木野 隆之	教 育 長	森島 昭道
参 事 兼 会 計 管 理 者	加藤 智治	調 整 監	加納 孝和
調 整 監 兼 福 祉 課 長	岩津 英雄	総 務 課 長	兒玉 隆
経 営 戦 略 課 長	荒川 浩	税 務 課 長 兼 会 計 室 長	田中 実
住 民 課 長	松井 均	産 業 課 長	中島 智
建 設 課 長	高橋 博美	教 育 課 長	森島 秀彦

○本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	足利 恵信	議会事務局	西脇 愛美
--------	-------	-------	-------

○議長（高橋愛子君）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は 9 名で、全員出席でありますので、平成 25 年第 3 回定例輪之内町議会第 11 日目は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○議長（高橋愛子君）

日程第 1、諸般の報告を行います。

総務産業建設常任委員長から、議第 45 号についての審査報告がありました。

次に文教厚生常任委員長から、議第 45 号、議第 46 号及び議第 54 号についての審査報告がありました。

次に平成 24 年度決算特別委員長から、議第 47 号から議第 51 号までについての審査報告がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（高橋愛子君）

日程第 2、一般質問を行います。

順次発言を許します。

会議規則により質問は 3 回までとします。

1 番 上野賢二君。

○1 番（上野賢二君）

おはようございます。

議長の許可をいただきましたので一般質問をさせていただきます。

1 番として、学校周辺道路及び通学路のカラー舗装化について。

昨年、登校中の児童の列に車が突っ込む事故が相次いだことから、歩道のない通学路における現状を分析し、児童の安全対策を強化することが求められ、道路幅の狭い通学路の路肩や信号のない交差点のカラー舗装化が各地で実施されています。

当町においても狭小な幅員の道路が多い、歩道もなく、大変危険な状態であり、安全な通学路選択に苦慮しているのが現状であります。有効幅員や歩道の設置等、歩行者と車を完全に分離させるための道路用地を確保することは困難とされますので、即効性のある、交差点、路側帯のカラー舗装化を実施することを提案いたします。事故が起きてからでは遅いのです。道路に色をつけることで歩道が明確化され、ドライバーに注意を促し、交通安全のためにも有効と考えます。町長の御見解をお尋ねいたします。

2番目、さらなる防災力の向上について。

過日、防災意識の高揚や災害対応能力の向上等、防災力を高めるための重要な訓練として、平成25年度輪之内町総合防災訓練が実施されました。また、今年度も耐震型貯水槽、防災備蓄倉庫及び避難所保管庫の設置等、着実に災害対策事業を推進していただいておりますが、さらなる安心・安全の確保と防災意識の高揚のため、以下の2点、質問させていただきます。

1点目、学校等の非構造部材の耐震化について。

学校は、子供たちが一日の大半を過ごす活動の場であり、地震などの非常災害時の避難場所でもあります。近年発生した大規模な地震による被害では、校舎などの建物は持ちこたえても、天井や照明器具の落下、窓ガラスの破損、本棚などの転倒による人的被害が発生しています。文科省においても非構造部材の耐震化の重要性とともに、その点検及び対策を推奨しております。

当町においては校舎などの建物は耐震化工事を終え、まず倒壊等の被害はないと思いますが、子供たちの大切な命を守り、安全な避難場所を確保するための非構造部材の耐震化はどこまでできているのか、お尋ねいたします。

2点目、防災士の養成について。

防災士は、大災害に備えた自助、共助による防災体制の構築や、公的な支援が到着するまでの災害業務の指揮に従事することができる人材を養成することを目的に生まれた、NPO法人 日本防災士機構による民間資格であります。防災士の資格取得は、町の防災力向上と地域の防災リーダーの育成に大きな力になると思います。町職員や自主防災会役員等に資格取得を推奨し、資格取得にかかる受験料等を助成する補助制度の導入を検討してはいかがでしょうか。

また、この民間資格を取得するのではなく、カリキュラム等を参考に、町独自で防災士制度を構築し、町認定防災士の養成をするのも一考であると思います。

以上2点、防災力の向上について町長の御見解をお尋ねいたします。よろしくお願ひします。

○議長（高橋愛子君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

ただいま上野賢二議員のほうから質問をいただきました。順次、お答えいたしたいと思ひます。

まず、3点ほどいただいておりますが、第1点目の学校周辺の道路及び通学路のカラー舗装化についてお答えをいたします。

通学路については、学校・保護者・見守り隊の方々との協議により安全な通学路が定められております。また、小・中学校では、始業式・終業式ごとに通学路の危険箇所の

調査を行っております。

町においては、通学路の交通安全にかかわる危険箇所、不審者にかかわる危険箇所等を明記した「輪之内町小中学校安全マップ」というのを作成し、町内の児童・生徒及び見守り隊の方々に配布して、安全確保に努めております。

道路管理者の行う交通安全対策として、ガードレールやカーブミラーの設置のほか、案内標識や警戒標識の設置がなされており、また路面標示としては、外側線や警戒標示、案内標示などがございます。これらは、道路の幅員や構造、利用形態により異なりますが、原則的には、法令等の基準により警察との協議を交えながら設置をしているところでございます。

現在、町道の多くが歩道・車道の分離がされていない、歩行者、自転車、自動車等が共存する併用道路となっております。歩道の整備がなされていない通学路においては、路側帯のカラー舗装化は、視覚によるドライバーへの注意喚起も図られ、通学路の安全対策として大変有効な手だてであると考えます。

児童・生徒の通学の安全や住民の安全確保のため、警察等関係機関と協議しながら、子供たちが集中する学校周辺や危険箇所から、順次、カラー舗装化を進めてまいりたいと思います。

次に、さらなる防災力の向上に関する2点の質問にお答えをいたします。

まず、学校施設の非構造部材の耐震化についてであります。学校施設の非構造部材の耐震対策としては、収納棚、書庫、ロッカー、テレビ、薬品棚等につきましては転倒防止措置をしており、ガラスには飛散防止フィルムを施工しております。また、月に1度は、文部科学省の耐震点検チェックリストに基づき、学校職員の目視により各学校施設の点検をしており、不備があれば、その都度改修整備を行って安全の確保に努めております。窓ガラスにつきましても、順次、飛散防止フィルムを施しておりますが、まだ全ての窓ガラスまでには至っておりません。今後においては、校舎大規模改修等にあわせて計画的に改善をしてまいりたいと、そのように考えております。

なお、平成23年3月11日発生の東日本大震災において、体育館、音楽ホール等の多数の建築物において天井が脱落し、かつてない規模の甚大な被害が各地で生じたことを踏まえ、国土交通省は、建築物のさらなる安全を確保するため、この8月5日に建築基準法施行令及び関連省令を告示し、平成26年4月1日より施行されます。改正の内容としては、天井脱落対策に係る詳細な基準を定め、建築基準法に基づき、新たな建築物等への適合を義務づけたところであります。

学校施設は、児童・生徒の学習、生活の場であるとともに、その大半が地域の応急避難所となることも踏まえ、既存学校施設においても同基準の対策が望まれるということで、文部科学省は、屋内運動場等の天井撤去を中心とした落下防止対策について平成27年度までに完了を目指しております。

なお、当町の屋内運動場は4施設あり、大藪小学校を除く3施設につき天井が施されております。

子供たちの大切な命を守り、安全な避難所を確保するために、屋内運動場の天井落下防止対策として、天井の耐震点検を早急に実施していきたいと考えております。

次に、防災士の養成についての御質問にお答えします。

先ほどの上野議員の御質問でもございましたように、防災士は、「自助」「共助」「協働」を原則として、社会のさまざまな場で防災力を高める活動が期待される、日本防災士機構が認証する民間資格であります。この制度は、阪神・淡路大震災を教訓として、民間の防災リーダーを可及的速やかに養成する目的で創設されました。

大災害が発生した際に、その被害の規模が大きいくほど公的な支援である公助がおくれがちという現実に対応するため、各自の家庭はもとより、地域や職場において人々の生命や財産に関する被害を少しでも軽減されるよう、災害現場で実際に役立つ活動を行うことが大きな役割とされ、さらに、防災士は、各自の所属する地域や団体・企業の要請を受け、避難、救助、避難所の運営などに当たり、地域自治体等の公的な組織やボランティアの人たちと協働して活動することも期待されております。また、平常時においては防災意識の啓発に当たるほか、大災害に備えた互助・協働活動の訓練や、防災と減災及び救助等の技術錬磨等に取り組むこととされております。

このように、防災に関する専門的知識を持った防災士を養成することは、輪之内町の住民の安全・安心につながるものであり、その必要性については議員の御指摘のとおりと考えております。

防災士の資格を取得するためには、日本防災士機構が認証した研修機関が実施する専門講師による12講座以上の講義及び研修レポートの提出による研修カリキュラムを履修し、履修証明を得ること。そして、日本防災士機構が実施する防災士資格取得試験に合格すること、救急救命講習を受け、その修了証を取得することが必要とされています。現在、研修機関が実施する研修講座受講料は5万3,000円、資格取得試験受験料は3,000円、資格認証登録料は5,000円となっておりますが、防災士が共助の中心となり、その活躍が期待できるのであれば、資格取得に要する費用の一部を町が負担することは意義のあることと考えられますので、新年度に向けて補助金制度の創設の検討をしてみたいと思います。

なお、今年度につきましては、別途補正予算に計上しております、平成25年度輪之内町地域の絆を高める補助金のメニューの中でも対応可能だと考えております。

また、御質問にございました町独自の防災士制度の構築につきましては、その制度設計には時間もかかると考えられることから、当分の間は、本年度（平成25年度）から岐阜県が実施しております「岐阜県総合防災リーダー育成講座」の受講をPRしてみたいと考えております。この育成講座の受講料は無料で、所定の講座を修了された方に

は「岐阜県総合防災リーダー認定証」が交付され、岐阜県独自の防災リーダーとして位置づけをされております。なお、日本防災士機構が求めるレポートをあわせて作成した方は、防災士の取得試験が受験できることになっております。

それと、町職員の資格取得につきましては、これは当然必要なことですので積極的に取り組んでまいります。

将来的には、町内で多くの防災士や岐阜県総合防災リーダーが誕生し、ネットワークが形成されれば、地域の防災力も向上し、協働による防災・減災対策の密度を高めることができるのではないかと考えております。

今後とも、各方面からの御提言をいただきながら災害に備えていく所存でございますので、御理解と御協力をお願いいたしまして、上野議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

(1 番議員挙手)

○議長（高橋愛子君）

1 番 上野賢二君。

○1 番（上野賢二君）

いずれも大変前向きな御回答をいただきまして、本当にありがたく思う次第でございます。

1 点目のカラー舗装化ですが、これ、私もいろんな資料を見まして、都市部が多いんですが、いろんな事例を見ますと、よく比較してあるんですが、写真を見比べてみますと、非常に明るく清潔な感じになるということで、町自体がきれいな感じになるということもあると思いますので、町のイメージアップにもなるんじゃないか。

それと、きれいになるということは、そこにごみを捨てる人も少なくなると。きれいなところにはごみを捨てにくいというようなこともございますので、非常に相乗効果もほかにあるのではないかと思いますので、順次進めていただくということでございますので、よろしくお願いをしたいと思っております。

それから、学校等の非構造部材の耐震化についてですが、既に点検、それからいろんな施工をしていただいておりますということでございますので、これも順次、まだのところは進めていただきたいというふうに思います。

それから、防災士の養成についてでございますが、これも積極的に進めていただくということでございますが、私、防災士機構の資料を見てちょっとびっくりしたんですが、助成制度のある自治体ということで、現在、全国で71市町があるそうですが、その中で岐阜県が7市町を占めていると、1割あるということですね。東・中濃のほうが多いんですが、これを見ますと、近郊では瑞穂市があります。それから、防災士養成のための研修講座が開かれているのが、全国で43の自治体があると。その中で岐阜県が9の自治体があるということで、これは2割ですね。これだけ岐阜県が非常に防災に対して積極

的であるなどということに感心したんですが、この研修講座は、近郊でかなりあります。大垣市もやっていますし、瑞穂市、それから羽島市もそういう講座を開いているということでございますので、これは今後、さらなる認知をされて、この資格を持つことに非常に意義あるというふうに考えますので、これもぜひとも、この研修講座をやるということは、資格を取る、その日本防災士機構の講習を受けなくてもいいのかどうかはちょっと私まだ勉強不足でわかりませんが、そういうことであれば、これも研修講座を開くということが助成になるというふうに思いますので、よろしく今後ともお願いしたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（高橋愛子君）

6番 田中政治君。

○6番（田中政治君）

続きまして、質問させていただきます。

まず1番目、環境美化についてをお願いします。

酷暑、熱中症警報、毎日のように私たちを襲う暑かった夏、9月に入り朝夕は涼しくなり、実りの秋を感じさせる季節になってきました。

運動会、秋祭り、「輪之内ふれあいフェスタ2013」等、イベント行事も盛りだくさんです。来町者も多くなり、にぎやかになることと思います。

さきのオリンピック招致のプレゼンテーションで、滝川クリステルさんのスピーチで「おもてなしの心」が話題になったのは記憶に新しい。

輪之内町への来町者、住民へのおもてなしはどうでしょうか。

輪之内町の売りの一つの自然環境はどうか。道路、水路には雑草が生い茂り、再ほ場整備されたはずなのに耕作放棄地のようなヨシの山、またどこかの企業の所有なのか、広大な土地の雑草の山、庁舎の周りにも、私の住んでいる近くにもあります。見た目にも荒れた感じで、虫の発生のもとにもなり、町民は迷惑しております。農業委員会、行政、住民、企業、土地改良、5者が一体となって美しい自然を守る条例があったらよいと思います。

町の管理している道路にある植え込みを初め、道路、水路、河川、耕作放棄地のような農地、企業に対しては管理するように指導する環境美化条例についてどのように思われますか。町独自の決まりをつくったらいいと考えます。町長さんの考えをお尋ねします。

2点目、輪之内町のイメージアップについて。

町のゆるキャラ「かわばたくん」と「もろこちゃん」、大変よくできて話題になっています。また、町の特産品も大変評判がよいと思います。

輪之内町で交付できるナンバーにもユニークなデザインはどうかと思います。125cc

以下のバイク、小型特殊自動車等が対象になると思いますが、どんなことにも町をアピールして、町に愛着が持てるようにしたらよいと思います。町長さんの考えをお聞かせいただきたいと思います。

次のページにコピーで参考につけましたけれども、これは岐阜市の出している御当地ナンバーでございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋愛子君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

それでは、田中政治議員の御質問にお答えをいたします。

2点いただいております。まず、第1点目の環境美化についてお答えをいたします。

輪之内町は、揖斐・長良の二大河川に挟まれた肥沃な農地が広がる自然豊かな町であることを特色の一つとしております。春には草木の芽が膨らみ、緑豊かな自然となる一方で、道路・水路に限らず、手のかけられていない土地にも同様に雑草等が伸びてまいります。生活環境の維持改善に不断の努力が必要なことは、質問された議員さんと何ら意見を異にするものではないことを、まずもって表明をしておきたいと思ひます。

さて、町内の道路・水路のうち、農地に面する箇所につきましては、農地・水保全管理支払交付金制度において除草作業を行っていただいております。

中江川、中西江川、輪中堤については町が除草しており、各地区で行われる江ざらいの時期に合わせて年2回実施しております。また、荒れた農地につきましては、先ほど申しました農地・水保全管理支払交付金制度の中で、各地域の資源保全会を通じて当該地権者に働きかけを行っております。今後とも、一体的な農地として保全管理していただくよう、町としてもお願ひをしていきたいと思ひております。

なお、耕作放棄地については、農業委員会と協議・調整を図り、耕作放棄地の解消について所有者の意思をただしていきたいと、そんなふうにお願ひしております。

次に、企業等の空き地の雑草についてであります。これは申すまでもなく、第一義的には所有者の方に適切な管理をしていただくというのが基本であります。農地転用、あるいは小規模開発の後、長期間放置されている土地につきましては、再度調査を実施し、その土地の所有者に対して適切な管理をしていただくよう強く求めてまいります。

さて、美しい自然を守る条例の制定を考えてはどうかという御提言でございます。制定するということであれば、美しいまちづくりについての基本理念、町の責務、町民の責務、また事業者の責務を定める、（仮称）「美しい町づくり景観基本条例」的なものが考えられます。これは全体としての住民の理解と協力を得ることができなければ、制定した条例が形骸化してしまうおそれがありますので、まずもってどのような方法でそういう、最終的には条例という形で制定するにしても、その前に住民の意識がそういう方向にきちっとまとまること、やはり一つの方向性として大事だと思ひておりますの

で、そういった方法をどうするのかということも含めて条例化に向けての検討をしてみたいと、そんなふうに思っております。どうかこれについては、間もなく1万人という町になろうとしておるわけでありますので、イメージアップの一つとしても、ぜひ前向きに取り組んで、機運の醸成を町民の皆さんとともに考えてまいりたいと、そんなふうに思っております。

第2点目の輪之内町のイメージアップについてのお尋ねの中で、輪之内町が発行しております二輪車等の各種ナンバーにユニークなデザインを施したものを発行したらどうかという御提案をいただきました。先ほど岐阜市の例が参考になりますが、上にくっついているのはウ飼いのウのイメージということのようですが、御当地ナンバーとしてこういうこともありかなあということを考えております。

まず、具体的にどうするかというお話の前に、町のイメージアップ施策の根幹をなす「まちづくり」ということについて確認をしておきたいと思えます。

町民の誰もが自分の住んでいる町がよくなってほしい、そしていつまでもみんなに誇れる町であってほしいと願っていることは、私が申すまでもないことだと思っております。

昨今、地方自治を取り巻く環境というのも大きく変化し、地方の時代と言われ、地域主権型社会を築いていかなければならない状況と同時に、ある意味自治体間の競争の時代に入っていると認識をしております。まさに、「運営」から「経営」への考え方の移行が今日における趨勢であろうと考えております。

まず、そのような状況の中において御提案のイメージアップの意味合いというのは非常に重いものがあり、まさにまちづくりの重要なファクター（要因）であろうと、そんなふうに認識をいたしておるところでございます。

議員も御承知のように、町のゆるキャラである「かわばたくん・もろこちゃん」の登場、それにかかわる各種グッズの製作・販売、従来からの町特産品であるけんがい菊にも商品構成の多様化を目指したミニけんがい菊、円形に形を整えた「きくりん」などを商品化しておりますし、輪之内町産ハツシモを「徳川将軍家御膳米」としてのブランド化も目指そうとしております。そして、スイーツによるまちづくりとして「輪之内スイーツ」の各種商品化、そして農産物の地産地消を狙いとした「輪之内軽トラ朝市」など、輪之内町の知名度の向上に幾つかの施策でもって取り組んでまいりました。

これらの取り組みは、私ども行政機関だけで決してなし得る事業ではなく、さまざまな関係の皆さんの御理解と御尽力があってこそ成り立っているものでございます。そのかいがあつてか、その各種取り組みが評価され、マスコミや新聞各社さんの報道においてもよく取り上げられている状況でありまして、非常にうれしいことだと思っております。

さて、御提案のありましたイメージアップの一方策として、町が発行しております各

種ナンバープレートにオリジナルデザインを施したものを発行したらとの建設的な御意見をいただきました。

オリジナルナンバープレートは、御案内のとおり、平成19年に愛媛県松山市が初めて導入し、その後は、全国各地において多くの自治体がそれぞれ地域の特色を生かしたオリジナルナンバープレートを導入し、地域振興に役立てております。

県内においては、関市を初めとする6市町村が導入しております。今後、輪之内町に合ったデザインなどを勘案し、需要の動向等も踏まえて、導入の可否について遅滞なく検討してまいります。

いずれにいたしましても、今回のようなイメージアップにつながる御提案を大切にしながら、住民と行政が一つになった協働体制のもと、引き続き、「人が集い、にぎわいあふれるまちづくり」を目指すこととし、ひいては、雇用促進を伴う人口増加、そして税収確保につながる輪之内町のまちづくりに邁進してまいりたいと考えておりますので、議員各位の御理解と御協力をお願い申し上げます。

以上で答弁とさせていただきます。

(6番議員挙手)

○議長（高橋愛子君）

6番 田中政治君。

○6番（田中政治君）

環境関係についても、またイメージアップということについても前向いた御答弁をいただき、大変心強く思うわけですが、最初の美化関係については、再三いろんな形の中で、環境といえば全てを指すものでありまして、先ほども川の浄化から、いろんなことから全てを含んで環境という問題だと思っておりますが、特に今回は、輪之内町は自然環境が売りだということで町長さんもおっしゃってみえますが、大藪大橋をすうっとおりてくると、急に何か、輪之内の道路端でもですが、草の長いやつがびゅーんといっぱい生えているという、これが自然なのかわかりませんが、非常にこの庁舎近辺の道路についても、もうすごい草が生えていると。

道路の草刈り、今言いましたのは土地改良の関係で、9月、6月には各地区においても草刈りがあるわけなんです、道路についてはそういうことはないと思うんですね。

一例を申しますと、私はいつもその近くのコーヒー屋さん、クレソンというところへ行きますけれども、その周りにも庁舎に向かってすごい、私はちびですが、私が埋まってしまうぐらいの長い草がずうっと道路際に生えております。それは南側、その北側には植え込みがあります。植え込みのサツキの中には、ススキ葉みたいな大きな葉っぱがシューと出て、大変に荒れたようで、いつも見苦しいもんなあと私は思ってあそこを通っております。

そんな中で、なぜこの条例ということを行いますかという、もう少し自分にも厳し

く、やっぱり皆さんにもお願いするという以上、私たちもそれに向かって前向いた考え方でいかないと、6月と9月にやるのでいいということじゃなくて、それは農地・水保全に、皆さん今、町民のほとんどの方が参加され、1軒に1人出て活動されておりますが、そんな中でそういうことは承知しておりますが、その間に回数をふやすとか、また気がついたらかまえの人がやってくれるように、住民も行政も、そこに住んでおるみんなを守る、自分たちの住んでおるところを守っていこうやという意味を条例化で啓蒙するんだと。やりましょう、やりましょう、かけ声だけではなかなか前へ進めないと思うんですよね。

先ほど住民課のほうに、最近、朝は犬とかを散歩させる方がたくさんお見えになるんで、うちの地域でも大変、草を刈っておって、ちょっと尻をおろそうと思ったら、何やったこれというようなもので、すごい状況になっていますので、どうなっておるんだろうって聞きましたら、いや、それは条例でちゃんとそういう部分がうたっていますよと。ですが、なかなか守られていかない。それは、ふだんからそういうことに対する皆さんの意識の欠落があるのかなあというふうに思います。

ですから、そんな意味においても、早くこういったものをみんなで本当に気をつけて、みんなが気持ちよく住環境を守っていこう。ハードはハード面、ソフトはソフト面ということで、みんなで、輪之内町に住む者も、来ていただく人も、本当にここは景色が変わるなあ、きれいに整備されておるなあ、自然が自然としてきれいに残っているなあというような住みよい町ができれば、1万人の町に住んでいる人たちも、よそへ行っても自慢できる町にどんどんなっていくのではないかなあという意味を込めて、これを一般質問の中で取り上げさせていただきました。また、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、もう1つの御当地ナンバーですが、これは私が車の修理に行ったときに、かわいらしい、写真で見るとちょっとわかりづらいんですが、これ軽四みたいなサイズの車なんです、四輪車で。ですが、これは1人乗りの電気自動車で、たまたまデモンストレーションで各営業所へ回ってきておるんだということで、たまたま私の目にとまりまして、こんなもん変わっておるなあ、珍しいなあ、幾らぐらいするんやとか、いろんなことを聞きました中で、ナンバーをふいと見たら、あれ、これはちょっと違うなあということで、いろいろその担当者に聞きましたら、そういうことでした。ですから、これは1つの話題にもなってくるんかなあ。いろんな意味で輪之内町のイメージアップもこういう形でも少しずつ、何かの取っかかりになればなということで、またこれも一般質問の中で取り上げさせていただきました。

こちらの答弁については先ほどいただきましたので、私も同じような思いでおりますのでよろしいですが、1番のほうだけ、もう1回だけお聞かせいただきたいと思ひます。

○議長（高橋愛子君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

再度の御質問、それから1つの励ましの言葉としても受け取らせていただいておりますが、2番につきましては、多分方向性も同じくして、これからどうするかということになろうかと思えます。

1点目の雑草については、なかなか自然を相手にすることですので完璧というわけには参りません。ですが、それは今御発言の趣旨を踏まえる中で、どこまでできるのかということを実際に検討してまいりたいと思えますし、条例化の中で、これは強制というか、そういう形でやるのかどうかという御意見はあろうかと思えますが、1つの意思表示の方法としてあり得ることだと思っておりますので、そういうことも含めて早急に結論を出してまいりたいと、そんなふうにおもっております。どうかよろしくお願ひします。

○議長（高橋愛子君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

続いて、お尋ねいたします。ほかの議員と違ってちょっと辛口の質問になるかもしれませんが、どうかよろしくお願ひいたします。

まず、防災訓練のあり方についてお尋ねいたします。

今年も例年どおり、9月1日に防災訓練が実施されました。今年度の防災訓練の成果と教訓をどのように総括されたのでしょうか、まず冒頭にお尋ねいたします。

その上で、私なりに思いついた幾つかの点についてお尋ねいたします。

まず、訓練想定の内水被害について。

訓練想定では、24時間雨量150ミリの降雨による内水被害で、被害面積は宅地0.5ヘクタール、床下浸水5棟を想定していますが、この被害想定は、ハザードマップ等による根拠のある想定数値なのでしょうか。

そうであるなら、被害世帯、被害面積はごく限られており、関係者に事前に対応しておくようアドバイスをしたり、また町の施設で不備な点がないかどうか点検し、不備があれば整備しておく、事前に被害防止を図っておくべきではないのでしょうか、お尋ねします。

次に、人的被害、建物被害状況の確認方法についてお尋ねします。

今回の訓練想定では人的被害や建物被害を想定していますが、災害対策本部としてどのように情報収集をされたのでしょうか。

町民は、今回、それぞれ1次避難所に避難し、避難者の確認をしておりますが、避難できなかった人の安否や人数は確認されていないように思えます。避難できなかった人の安否をどのように確認するかということが訓練の目的にもなるのではないのでしょうか。そういった訓練も今後必要じゃないかと思えますが、御見解をお伺ひします。

続いて、液状化対策について。

今回の訓練想定で、液状化により主要道路の損壊、町内全世帯の断水、停電、電話回線使用不能を想定しております。災害対策本部から1次避難所の状況確認に消防車等に来ておりましたけれども、主要道路損壊であれば自動車による巡回は難しいのではないのでしょうか。主要道路の損壊、停電、電話回線使用不能時の場合の本部と1次避難所との情報連絡方法の確認など、的確な情報収集、連絡体制の確立が求められるのではないのでしょうか。このような体制の確立をしていただきたいと思います。

次に、原子力災害に対する対策についてお尋ねします。

岐阜県は、最寄りの原子力事業所、敦賀発電所から県境までの距離が約25キロにあるとして、さらに若狭湾方向から風が吹く日が多い、こういったこととして、県としても原子力災害に対して対策を講じておく必要があるとして、放射性物質拡散シミュレーション結果を公表しました。それをもとに、「岐阜県地域防災計画」の中に「原子力災害対策計画」を策定しています。その中で輪之内町は、原子力災害対策強化地域に指定されております。また、市町村が処理すべき事務または業務として、原子力防災に関する広報、教育及び訓練、住民の避難、飲食物の摂取制限などが掲げられております。

当町の防災計画はどうなっているのでしょうか。特に住民の避難については、どこへ、どのように避難するのでしょうか、お尋ねします。

また、多くの町民は、県が放射性物質拡散シミュレーション結果を公表していることを知らなかったり、あるいは知っていてもその中身まで十分理解していない人がほとんどだと思います。原子力防災に関する広報、教育の一環として、町として機会あるごとに、このシミュレーション結果を町民に説明し、原発事故が起これば当町も大きな被害をこうむる可能性があることをPRし、日ごろから心構えをしておいてもらうようすべきではないのでしょうか。来年度以降の町防災訓練に、原子力災害も含めた訓練にしてはどうでしょうか。

続いて、即時原発ゼロに向けて、町長の考えをお伺いします。

今、電力会社など原発関連企業を中心とした財界の要望に沿って、自民党政府は安全性が確認できたら再稼働を認めるとして、早期の原発再稼働を狙っています。しかし、現段階で安全な原子力発電所などあり得ません。人工的につくったものは、いつかは必ず壊れるものであります。自然界に放出された放射能を人工的に無害化できる技術を確立するまでは、絶対安全ということはありません。いまだに使用済み核燃料の処分方法も、耐用年数を過ぎた原子炉の廃炉技術も確立しておりません。このような技術水準で、どうして安全と言えるのでしょうか。

放射性物質拡散シミュレーションでも明らかのように、福井県で原発事故があれば、当町は大きな放射能被害をこうむる可能性があることが明確になりました。町長におかれては、町民の生命と財産を守るという立場から、そして「住んでいてよかった、これ

からもずっと住み続けたいまちづくり」という第5次総の立場からも、原発の再稼働は断じて認められないという立場を鮮明にさせていただきたいと思います。町長の見解をお聞きいたします。

なお、9月8日、輪之内町文化会館リトルホールで「放射能って、知っている？」と題して講演会が開かれました。主催は輪之内町及び町女性会議、そして後援が中部電力となっております。私は、原子力防災に関するものと思って聴講いたしましたが、講演の内容は、自然界の放射能についての説明が中心で、原発からの放射線量は、自然界の放射線量より少ないという内容でありました。

冒頭に行われた主催者や町長の挨拶でも、この講演会が中部電力の協力のもとで開催されていることをわざわざ紹介しながら、県が公表した放射性物質拡散シミュレーション結果については一切触れられませんでした。中部電力は、原子力事業の当事者であり、原子力推進の立場であることは当然であります。結局、この講演会は、原子力推進の立場から開催されたこととなります。

岐阜県は、原子力防災対策を進めており、我が町も県の防災対策に従って安全なまちづくりに努めなければなりません。原子力防災の立場と原子力推進の立場は両立しないと思います。町長は、この講演会を開催したことと県の原子力防災計画に基づいた安全なまちづくりとの関連をどのように説明されるのでしょうか。

今後、県の原子力防災計画にある原子力防災に関する広報、教育及び訓練をどのように進められるのか、お尋ねいたします。よろしく申し上げます。

○議長（高橋愛子君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

それでは、ただいまの森島正司議員の御質問にお答えいたします。

何点か質問をいただいておりますが、順次お答えをさせていただきます。

まず、第1点目の防災訓練のあり方についてお答えをいたします。

御承知のとおり、輪之内町の総合的な防災訓練は、従前は3年に1度実施してまいりましたが、南海トラフを震源とする巨大地震がいつ発生してもおかしくないと言われてい
る中、住民の方に常に防災意識を持っていただくために、平成24年度から毎年度実施することにし、訓練メイン会場を仁木、福東、大藪地区の順で順次実施することといたしました。

本年度は、福東小学校をメイン会場として、地域住民参加による防災訓練を実施いたしました。1次避難訓練を含め、訓練に参加した住民は2,146人、関係者は約400人であり、多くの住民の方の参加を得ることができたことは、ややもすると忘れがちな地震等の災害に対する防災意識の高揚につながったものと考えております。

また、福東小学校での訓練に先立ち、役場庁舎においても災害対策本部の立ち上げ、

災害対策本部の各部の訓練も実施をいたしたところであります。

9月4日には、御承知のとおり、時間雨量110ミリというゲリラ豪雨に見舞われました。ゲリラ豪雨は、決して対岸の火事ではなく、現実には町内でも発生するものであるということを町民の皆様にも認識をいただいたものと、そんなふうに思っております。

今回の訓練では、内水による被害も想定し、国土交通省と連携し、リエゾンの派遣、排水ポンプ車の要請訓練等も実施しております。顔の見える協力体制を築くことができたと考えております。

以上のことから、訓練の所期の目的は達成できたものと考えております。

さて、訓練を実施する場合には、訓練内容に意味を持たせるために災害想定や被害想定を立てる必要があることは御理解いただけたと思います。内水被害の想定については、訓練のための想定であります。なお、御質問にありますとおり、事前に被害防止を図る必要性は、ある意味当然のことです。地震を想定した訓練の被害想定については、岐阜県が平成22年度から23年度に実施した南海トラフを震源とする被害想定結果を用いたところであります。

今回の訓練で町民の皆さんには、地震発生後、家族の安否の確認や身の回りの確認をしていただき、第1次避難所に集合していただきました。この第1次避難所に集合していただく意義は、地域住民の方々の安否の確認が主たる目的であり、実際の災害の際には各地域において第1次避難所に参集できなかった方の安否について、共助の精神をもって実施していただきたいと考えております。もちろん、消防団員等が安否確認をできる状況にあれば、当然に地域住民の方と協力して行うことは言うまでもありません。

訓練には時間的制約もあり、消防団員や職員が第1次避難所を自動車で巡回しましたが、実際の災害時には、主要道路の損壊、通信回線の不通等により速やかな情報伝達の困難さは十分予想される場所です。したがって、災害時には、そのときに使える手段は何なのかを判断し、その中で最も有効な手段を用いるしかないのではないかと、そんなふうに考えております。

広域的な災害が発生し、その被害が甚大であればあるほど、消防団や消防署、自衛隊による公助がその機能を発揮するまでには相当な時間が必要となることから、やはり自分自身と家族を守る「自助」と自分の地域は地域を守る「共助」に尽きるのではないかと、そんなふうに考えております。

続きまして、第2点目の原子力災害に対する対策についてお答えします。

御質問にございましたように、輪之内町は岐阜県が平成22年の気象データを使用し、岐阜県から最も近い敦賀原発で事故が発生したとの仮定のもとで実施した放射性物質の拡散シミュレーション結果により、夏の特定のある気象条件の際に沈着した放射性物質により、20ミリシーベルト以上100ミリシーベルトの外部被曝の可能性が示されました。

岐阜県の地域防災計画では、実効線量が年間20ミリシーベルト以上となる可能性が示

された地域は、原子力災害対策強化地域に指定をされております。この20ミリシーベルトという基準は、政府の原子力災害対策本部の計画的避難区域の設定に際し目安とされた基準であります。

これを受けて輪之内町地域防災計画の見直しを実施し、新たに原子力災害対策編を追加したところであります。この原子力対策編は、県の地域防災計画及び国の指針を踏まえ、原子力施設からの距離等も考慮し、県において作成されたモデル案をもとに作成をしたものであります。

対策の内容については、簡潔にまとめますと、原子力緊急事態宣言の発出など有事の際には、国・県等からの情報収集を行うこととし、収集された情報をもとに、国・県の指示、協力を仰ぎながら、屋内待避の指示をするほか、輪之内町が避難対象地域に含まれた場合は避難の指示を行うこととしております。

なお、御質問にありますように、どこへどのように避難するかについては、原発事故の規模や気象条件によって放射性物資の量や拡散地域が異なってくることから、事前に避難地域を決定しておくことは困難と考えております。また、避難受け入れ先との協議やバス等の移動手段の確保については、被害が広域に及び各市町においても同様の対策が必要となることから、広域行政体としての県がその主導的な役割を果たすことを期待しております。

岐阜県が実施した放射性物質拡散シミュレーション結果については、輪之内町のホームページから確認をできるようにしております。どうかごらんをいただきたいと思っております。

また、来年度以降の防災訓練において原子力災害も含めた訓練にしてはどうかという御提案でございます。原子力災害対策は、情報収集と避難が中心となる対策であり、まずは災害対策本部での模擬訓練、ここから始めるのが適当だと考えております。

第3点目の、即時原発ゼロについての御質問にお答えをいたします。

東日本大震災における東京電力福島第一発電所の事故以来、原発の安全神話は崩れたとの報道をよく耳にします。また、9月16日には大飯原子力発電所の4号機が定期点検に入り、国内50カ所の原子力発電所は、現在、全て停止しております。

現在、国では、国際的な基準を踏まえ原子力利用における安全確保を図るために必要な施策を策定し、または実施する事務を一元的につかさどるとともに、専門的知見に基づき、中立・公正な立場で独立して職権を行使する原子力規制委員会が設置されており、当該委員会において原発の安全性が判断されることになっております。

原子力発電の是非は、その発電所稼働の是非にとどまるものではなく、国におけるエネルギー政策の将来像をどう描くのかということに直結しておるということを御理解いただきたいと思っております。

エネルギー問題は、グローバル社会における我が国の経済成長戦略に影響を及ぼし、

原子力発電にかわる代替エネルギーの問題や、火力発電を継続した場合の電気料金、これももう既に具体的話題になっておる状況でございますけれども、そういう電気料金の問題、もしくは従前から大きな課題となっております地球温暖化への対処等々、さまざまな検討すべき事項を含んでおります。それらを総合的に考える中で判断をしておくべき問題だろうと思っております。

したがって、原子力発電所の再稼働に関しては、その安全性については専門的知見を有する原子力規制委員会の専門的な判断をまっとう、政府において判断すべきものと私は考えております。

ここまでの事前通告をいただいたものですが、最後に、通告にはございませんけれども、「原子力って何？」という9月8日開催のセミナーについての見解ということでお尋ねがございました。ルールから言えばここでお答えすべきではないかもしれませんが、あえてお答えをさせていただきます。

全ての物事を考えるときに、その現実が何であるのか、事実は何なのか、それを踏まえなければ議論としては砂上の楼閣でありますから、原子力は何なのかという専門的知見を有するまでとは申しませんが、一般的な意味でその理解の上に立ってでなければ正当な結論など出せるはずもない。その意味においては、原子力を知るというこのセミナーは意味があったらと思う。それ以上でもないし、それ以下でもないと思っています。セミナーについては、当然勉強、知識を踏まえる上で必要なことだと思っております。以上であります。

(9番議員挙手)

○議長（高橋愛子君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

まず、訓練想定については、訓練のための想定であって現実的なものではない、科学的な根拠はないというような御答弁でした。ゲリラ豪雨は、当町においても、今町長が述べられたように、1時間雨量110ミリという降雨があったということなんですけれども、それで実際にどの程度の浸水被害が起こったのか。私は、9月4日でしたか、5日でしたか、そのゲリラ豪雨のときには町内にいませんでしたので、どのような被害があったか、ちょっと承知しておりませんが、恐らくそれほどでもなかったのではないかと。宅地、あるいは床下浸水というような状況が発生したのかどうか。発生していなかったのではないかと思います。まずその辺の事実をちょっと教えていただきたいと思っております。

その上で、この平地において、輪之内町というところは地形的に、町内で降った雨はもちろんたまりますが、町外から輪之内町に流れ込んでくる水というのはないものと私は思っております。したがって、内水被害というのはほとんど心配しなくてもいい

いんではないかというようなことを思っております。

そういった意味で、防災訓練のときに、仰々しく国土交通省のほうからポンプ車を借りてきてやっていますけれども、もっとほかで使ってもらえるところが出てくる可能性はある。輪之内町としては、それほどそういう内水被害というのはないのではなかというふうに思っておるわけですが、その辺の見解、わざわざ移動ポンプ車を輪之内町に導入してやらなければならないのかどうかといったことをお尋ねしたいと思います。

それで、先ほど最初の質問でも言いましたけれども、そうかといって設備に不備があって災害が発生するようなところがあれば、これは重要ですので、やはり町として低地、標高の低い地帯における、そういう排水施設の整備点検というものは進めていく必要があるというふうに思いますので、その辺の整備点検はどのようになさっているのか。点検の結果、異常がないというならばそれで結構ですけれども、その辺を明らかにしておいていただきたいと思います。

それから、今の人的被害、建物被害の確認方法で訓練のあり方ですけれども、参加者の避難者の人数の確認も、もちろん必要ですけれども、その当日、家に何人残っているか、そういったことを確認する、そういった訓練が必要ではないかと。家に何人残っているかということ、要するに旅行に行っていない人は、町内では被害に遭っていないということになる。町外で被害に遭っている場合もあるかもしれませんが、少なくとも町内で被害に遭っていることはない。それから、外から何かの用事で、あるいはお客として来ている場合、そういった場合は、この町民の人口だけではなく、そこにおった人が安全であるかどうかということも確認する必要がある。

したがって、これは訓練ですけれども、訓練当日に在宅何人で、その安否状況はどうかと、そういったことを確認する、そういった訓練が必要ではないかと。そうしないことには、町として被害状況を把握することもできないと思いますので、今後の訓練のあり方として、そういうような方向で検討していただきたいと、このように思います。

それから道路損壊等によっては、時間的制約もあって今回は自動車で行っているということでしたけれども、やはり状況がわからないから、一律に自動車はだめだというふうにはならないかと思っておりますけれども、最悪の場合で自転車で確認するとか、あるいは何らかのそういったことも訓練の一つとしてやっておくべきではないかというようなことを思いますので、その辺も今後に生かしていただけたらというふうに思います。

それから原子力についてですけれども、県のシミュレーションについては町のホームページから確認できるなどと言われましたけれども、ホームページをのぞく人が何人いるかどうか。私も県のホームページから情報を得て知っておりますけれども、これも改めて今回見てみたわけですが、内容まではなかなか理解することができない。したがって、発表されているシミュレーションの内容について、やはり機会あるごとに、ホームページで行っているからいいじゃなくて、町長が各地区へ行って挨拶をされる、

あるいはいろんなところで挨拶をされる、そういうようなときなんかでも、一言ずつシミュレーションでこうなっているというようなことも言っていくべきではないか。やはり常日ごろから防災意識を高めるということは、これは地震や台風ばっかじゃなくて、今、この原子力というものが非常に注目されている。一旦事故が起こればとんでもないことになるというような状況の中で、やはり原子力についても常日ごろからそういう防災意識を持つようにするということが大事ではないかというふうに思うわけですがけれども、これは県の防災計画の中にもそのような文言もあるわけでありまして、これはぜひ進めていただきたい。今、町長の答弁の中では、非常に消極的な、後ろ向きな答弁だったように思いますけれども、県の防災計画に従って、しっかりとやっていただきたいというふうに思います。

それから原発ゼロについて、今町長は、原発問題というのはエネルギーにも関することだと。エネルギーについては、十分足りるといわれている。それから、電気代が高くなると言われますけれども、なぜ原子力が安いのか。今、廃炉費用とか、あるいは原発の事故の処理費用、そういったことを電気代に含めたら、どれだけ高いものになるかしのれない。日本の経済が破綻してしまうくらいのもなんです。原発は絶対に事故は起こさないという安全神話が町長の頭の中にあるのではないかと。ぜひその安全神話から脱却していただいて、やはり政府を動かすのは国民世論であります。各自治体からの声であります。そういったときに、町長は原子力産業中心の政府の方針に任せ切りでは、町長も原子力産業に加担していると思うわけでありまして。やはり5次総にうたっておる「住んでいてよかった」という町をつくっていくためにも、やはり住民の安心・安全のためには、原子力産業のための政治ではなく、町民本位の政治に立ち戻っていただきたい、このように思うわけでありまして。

その観点で、今の9月8日の講演会、町が主催している。中部電力を後援にして、金が出ているかどうか知りませんが、中部電力の後援で講演会を主催する。そして、原子力の危険性を話しするのではなくて、原子力の安全性を宣伝する場となっている。まさに原子力推進の立場であります。これは、県の防災計画とも逆行しているというふうに言わざるを得ない。この辺、町長の考え方の修正をお願いしたいというふうに思います。

○議長（高橋愛子君）

総務課長 兒玉隆君。

○総務課長（兒玉 隆君）

それでは、2点目の質問についてお答えをします。最後におっしゃられました原発の問題については、後ほど町長から答弁があります。

それでは、幾つかの再質問がございましたので、順次お答えをしておきます。

9月4日のゲリラ豪雨につきまして、輪之内町ではそれほど被害がなかったのではな

いかと考えておると、どの程度の被害があったのか教えてほしいということでございました。

輪之内町は、御承知のとおり、まだ水田がたくさん面積を占めております。したがって、降雨があった場合については、水田がその遊水地の役割を果たしますので、都市部に比べて被害は少ないということにもなろうかと思えます。

9月4日には、町内におきましては、塩喰地内におきまして敷地内へ水が入ることによって土のうを積んだ箇所が1カ所ございました。

それから塩喰の川西地区におきましては、あそこは水がたまりやすい場所がありますので、そちらのほうから側道に水がたまっているという状況がありまして、あそこには排水ポンプが設置してありますので、それで対応していただきました。

それから、数カ所で道路が冠水したというような事例がございましたけれども、先ほど言いましたように、水田が遊水地の役割を果たしたということと、何よりも時間110ミリという降雨ではありましたが、その時間が短かったということがございましたので、大きな被害を免れたということとっております。これがもっと数時間にわたってあのような雨が降れば、幾ら田んぼが遊水地の役割を果たしても、当然内水被害は起こってくるというふうに考えております。そういった意味におきまして、排水ポンプ車を持っております国土交通省と連携して訓練をしておくことは大変重要であり、意義があるということで実施しておるところでございます。

それから、1次避難所へ集まったときに、そこに参集できなかった方の状況を把握することが大切であると、おっしゃるとおりでございますけれども、訓練の限られた時間におきまして、先ほど森島議員がおっしゃいましたように、その御家族の方で、誰がどこへお勤めになっっていてここに来れないとか、そういった詳細な情報まで訓練においてやるには少し時間が少ないのかなというふうに思っておりますが、実際に災害が起きたときには、おっしゃるとおり、そういったことで地域住民の御家族の方の安否まで確認をしていく必要はあるというふうに考えております。

それから、災害というのはどの場所にいるときに起きるかわかりません。必ずしも、自宅に多くの方が見える休みの日に起きるとか、そういうことはわかりませんので、当然平日であれば、皆さん町外のほうへお勤めの方もあります。学校へ行ってみえる方もあります。そういった形で町内に不在の方もありますので、その安否確認については、やはり残ってみえる家族の方があつたら、その家族の方からお聞きするというのが有効な手段かと思えます。逆に、町外から輪之内のほうへお勤めの方、そういった方も当然いらっしゃいますので、そういった方につきましては、その勤務先の企業等から何人町外の方がいるとか、そういった情報も実際の災害のときには収集をする必要があるものというふうに考えております。

それから、道路が損壊したような場合については自転車で行くようなことになろうか

というようなお話で、それも訓練の中に入れるべきというお話でございました。確かに自転車、あるいは最悪の場合は徒歩で行くとか、そういったことも十分想定しておるところではございますけれども、それも訓練の中という話になってきますと、訓練の時間的な構成等々を考えながら検討をしていく必要があるというふうに思っております。

それから、放射性物質の拡散シミュレーションについて県のホームページへリンクするようにしておりますけれども、ホームページだけでは不十分ではないかというようなお話もございます。確かにおっしゃるとおりと思うところもございますけれども、この県が行いましたシミュレーションにつきましては、県におきましても一定の想定をいたしまして、それに基づくシミュレーションということでございますので、必ずしもその事故が起きた場合に、輪之内が20ミリシーベルト以上100ミリシーベルトになるということではございません。あくまでも傾向として捉えていただきたいというようなコメントも書いてございますので、それはその事故の規模によって、あるいは気象条件によって、当然20ミリシーベルト以下という場合もありますでしょうし、あるいはこのシミュレーション以上になるような場合もあろうかと思っております。

したがって、一律に県の示したシミュレーションで、これが全てというような広報の仕方はちょっと避けたいと思っておりますが、可能性としては輪之内町にもそのような事象が発生するということがございますので、機会を捉えて、また住民の皆さんにもお伝えをしていきたいというふうに考えておるところでございます。以上でございます。

○議長（高橋愛子君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

防災訓練等につきましては、課長のほうから詳細な答弁をいたしておりますので、原子力に関しての答弁ということにさせていただきます。

ホームページ云々につきましては、これはいろんなPRの仕方がありますので、御意見は御意見として、今後のあり方について検討を重ねて、いずれにしても、最後は行き着くところは住民の安全・安心をどうするかということに尽きるわけでありますので、その観点からの検討を重ねてまいります。

言葉が、立場が異なるというか、切り口が違いますと、答弁が後ろ向きと言われるのは少々心外な部分もございますけれども、そう受け取られても私は私の信ずる道を行くということがございますので、その辺は御理解を頂戴したいなど。

それから原発ゼロについて、エネルギー政策云々ということの関連で先ほどお話しいたしました。それについて議員のほうから、処理費用、最終的な廃炉費用等々を考えたときにトータルとしてどうなのか、そういう議論があることは承知しております。当然だと思います。本来はトータルコストで考えるべきであります。でも、世界中の原発が

最終的な処理費用まで考えた中で、そういう形の中で原発のコストを考えているというわけでは、現在のところではないはずであります。それが世界の現実の中で、しかも、それが経済活動の基礎をなすエネルギー源として、ある部分、確固たる地位を築いているとするならば、そのエネルギー源に依存している経済と日本経済は戦わなければなりません。

御承知のとおり、先ほども申しましたけれども、大飯原発がこれで稼働停止しまして、実は日本の経済状況の中では、今、原子力エネルギーに依存している部分は実態としてないわけでありまして。じゃあ、そこで原子力ゼロにすればいいのかと。原子力にかわるものって、日本の国内にあるエネルギーで自給自足できれば、それもありであります。実態は、化石エネルギーのほとんどを海外に依存しております。ただで来るわけじゃないんです。お金をかけて輸入しているんです。調達コストの問題一つ考えてみても、ほかの経済を比べてもそうですけど、それ絶対欲しいと言うのと、これもあるけれども、これもあるよと。ディールできればそちらのほうに行くけど、どうなのということとは、全く価格設定において違いが出てくるということは自由経済の常識でありますから。

私は、何も好んで危険な方向へ行けなんて言っているわけじゃありません。けども、エネルギーへの多様な調達手段の中で原子力発電所を動かす、動かさないかは別として、あるということが価格競争力の中で重要な意味を占めているという部分も、これも御理解いただかないと議論が進みません。これはそれも含めて議論があることは承知しています。でも、あえてここで申し上げたということでもあります。

議員の御意見は御意見として、貴重な御意見だと思っております。それを無視するつもりはありませんけれども、いろんなファクターを考えていくときに、やっぱりそれぞれの考え方があって組み立て方が違うと、それをもって後ろ向きと言われるのは非常に心外であります。でも、結論は、何度も繰り返して申しますけれども、住民の安全・安心ということが根本にあってのいろんな考え方について相互の理解を深めていかないと本当の意味の結論が出てこないのかなと、そういう意味で申し上げました。以上であります。

○議長（高橋愛子君）

建設課長 高橋博美君。

○建設課長（高橋博美君）

先ほど森島議員の御質問の中に、設備に不備があり、これが原因で被害があつてはいけないと。施設の整備点検はどうやって行っているのかという内容のものがございました。

内水被害防止は、内水の排除ということで、福東排水機場についてのことでございますけれども、この排水機場施設につきましては、点検は毎年、出水期前に実施しております。直近の整備でございますけれども、平成21年から平成23年にかけてまして、現在ポ

ンプが3基ございますけれども、これについてのオーバーホールを順次実施いたしました。そのように、施設の維持管理を毎年努めておるところでございます。以上です。

(9番議員挙手)

○議長（高橋愛子君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

先ほど総務課長のほうから、9月4日のゲリラ豪雨被害で塩喰地内で、宅地内にでしたか、床下でしたか。

○総務課長（兒玉 隆君）

宅地内。

○9番（森島正司君）

宅地内に浸水したと。それから川西においても、やはりそのような事態ですか。川西は、床下浸水……、もういいです。

要するに、こういった被害が実際に発生しているということですが、今、建設課長のほうから施設の整備点検は行っているということで、排水機場の点検のことを説明していただきましたけれども、この塩喰地内での宅地内に浸水したということについては、これはその塩喰地内の排水路が排水能力がなかったということなんでしょうか。

要するに、そうであるなら、それがたびたび起こるようであれば、その排水路、道路側溝なのか、あるいは農業用排水路の排水容量不足なのか、そこを調査されて、仮に110ミリの雨が降るといことが今後起きないということは絶対ない、あることも考えられますので、そういう浸水が起こったのであれば、その原因を追及して整備すべきではないかというふうに思いますが、その辺どのように把握されているのか。

これは川西については排水ポンプで対応しているということでしたけれども、それが最善の方法なのか、あるいはもっと抜本的な方法はないのかといったことも含めて検討していただきたいと思いますが、その辺の見解をちょっとお尋ねしたいと思います。

それから防災訓練全体のことについて、時間的な制約で現実には即した訓練というのはなかなか難しいというようなことでしたけれども、やはり訓練の方法を考えれば、今年は情報連絡の訓練をする、それから今年は避難訓練をする、そういったようなことで、やはりそのときになってみないとわからないということではなくて、さまざまな最悪のケースを考えて、仮にどのくらい時間が要するかということも事前に把握する必要があるんじゃないかと。そのためにはさまざまなケースで訓練を、毎年違っていいと思うんですけども、許される時間の範囲内で終わるような、多種多様なそういう訓練方法を検討されてはどうかというふうに思います。このことについては、特に私の要望として言っておきますけれども、前向きに検討していただければそれで結構でございます。

それから原発について、町長の考え方と私とは180度違うなというふうに思って、こ

ここで改めて議論するつもりはありませんけれども、やはり町長が町民の安心・安全を考えるなら、国全体の原子力産業育成の立場ではなくて、やはり町民の立場に立ってほしい。それから、多くの原発は反対だという声、それから国際的に見てもドイツなどはもうとっくに原発ゼロを目指して動いている。今、日本政府が原発ゼロの方針に向かないのは、やはり国内の原子力産業を中心とした財界の圧力に負けて、今、自民党政府が間違った方向に行っていると。国民の立場から、輸之内町民の利益にも背くような方向に行っているというふうなことを思っております。この辺は町長の考え方の違い、町長が町民の安全よりも国の経済の、一部の大企業の経済の発展だけを考えておられるということがよくわかったというふうに私は思います。

○議長（高橋愛子君）

建設課長 高橋博美君。

○建設課長（高橋博美君）

塩喰の先日の宅地への浸水被害につきましては、現場に私も行きましたが、田んぼに水をためるために排水の巻き上げをあける操作がおくれたため、大雨と重なって道路を越水し、宅地に水が入ったものと思います。

それで、巻き上げを開けましたところ、数時間後には引きましたし、また河川のほうにつきましては、水位が低かったものですから、排水能力不足ということではございません。その巻き上げの開閉がおくれたことが主の原因であると考えます。

それから排水の操作でございますけれども、今後、大雨が降ると予想される場合には、雨が降る事前に排水ポンプを動かしまして排水をします。

また、さらに今年度、新しく4基目の排水ポンプが設置される予定でございますので、今後につきましては、さらに排水能力が高まるものと思っております。以上です。

（「川西」と9番議員の声あり）

○建設課長（高橋博美君）

川西につきましては、道路が冠水していたという状況でございましたが、これにつきましても自動でポンプがかかるようになっておりまして、排水がされておりました。ただ、時間はかかりましたけれども、それ以上の被害はないということで、現地には時折見に行って確認をしておりますけれども、それ以上のもし雨等がございましたら、国交省のほうに排水要請ということになると思います。以上です。

○議長（高橋愛子君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

意見を異にすると、全くずばっと聞いて、それで終わりと言われては、私もちょっとそのまま引っ込むわけにはいきませんので一言だけ申し上げますが、ドイツの脱原子力云々ということですが、ヨーロッパには原子力発電大国、フランスが存在しているとい

うことだけ一言申し上げて、それ以上申しません。以上です。

○議長（高橋愛子君）

2番 浅野常夫君。

○2番（浅野常夫君）

発言許可をいただきましたので、発言させていただきます。

障がい者福祉について。

近ごろ、たんぽぽの里が手狭になったとよく聞きます。これからも人数がふえることが予想され、場所の拡大が望まれます。

先日、たんぽぽの会の話を聞く機会がありました。そこで一番多く話が出たのが、老人施設はあるのに障がい者福祉施設がない。輪之内町は福祉の町と言いながら、力を入れてくれない。決してその家族も人任せにするつもりはなく、当然一生懸命に世話をする中で、家族が冠婚葬祭とか、どうしても用事があるときに預かってもらえるところが欲しいなどなど。

1つ、グループホームみたいな施設が欲しい。

2. コミュニティバスの路線の見直し。

3番、いろいろなイベントの中での交流の機会が欲しい。

ぜひとも障がい者福祉にも大きな目を向けてほしいと思います。町長の見解をお聞かせください。

○議長（高橋愛子君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

それでは、浅野常夫議員の障がい者福祉についてお答えをいたしたいと思います。

3項目の御質問をいただいておりますが、その前提として、たんぽぽの里の作業所が手狭になっている云々というお話がございましたので、まず、たんぽぽの里の現状についての共通理解をいただくことから御答弁申し上げたいと思います。

まず、たんぽぽの里の現状についてであります。これは平成10年に小規模授産所として町によって開設をされ、それ以降、町の社会福祉協議会に事業を委託しておりました。

その後、平成17年10月31日、法律123号で話題の障害者自立支援法というのができまして、それに基づく就労継続支援B型事業所というふうに組織がえをいたしまして、県の認可を受けて、平成19年7月から事業を開始しております。なお、その際、あわせて事業所の主体が町から町社会福祉協議会に変更されております。現在の状況は、定員20名で、現在15名の利用があつて、5名の職員が指導に当たっておるところでございます。

したがいまして、当該事業所の今後の改修等に際しましては、それぞれの関係者の役割分担というものをきちっと確認しながら、あるべき施設の規模、費用負担のあり方等

について考えを深めていく必要があることを御理解いただきますようお願いいたします。

それでは、質問第1点目のグループホームのような施設が欲しいという点についてですが、西濃圏域を見ても、「かわなみホーム」を初め、8つのグループホーム、もしくはケアホームというものがございます。また、冠婚葬祭等での一時預かり対応のショートステイは、町内の「泰寿」を初め、約15施設ほどございます。

障がい者の皆さんの生活支援ということについて、望ましいその質・量を確保していくためには、県を初めとして関係市町村による広域的な対応が望ましいと考えております。障がい者の方々のニーズというのは、その個々のニーズをとってみますと、非常にボリューム的には少ないものが多種多様な形で出ておりますので、1カ所で総合的に対応するのはやや難しいのかなという感覚の中、これからも関係市町村で連携をとりながら、施設整備のあり方等についても検討を重ねてまいりたいと、そんなふうに思っております。

それから、御質問2点目のコミュニティバスの路線の見直しについてでございます。

これにつきましては、今年度、国の補助事業である地域公共交通確保維持改善事業による調査等の実施が予定されております。町内路線及び広域的な路線の運行について、よりよい地域の公共交通のあり方の検討がなされるものと考えておりますが、その際に、障がい者の移動の足の確保という観点も踏まえて、広く検討がされるものと考えております。よろしく御理解をいただきますようお願い申し上げます。

御質問の3点目の、イベントの中で交流の機会をとということでありますが、昨年度はぎふ清流国体でのグッズの販売や、これは例年やっておりますが「千本桜まつり」、それから今後予定されております「ふれあいフェスタ2013」等々も、イベントを盛り上げていただくために御出店いただけることを期待しておるところでございます。

町としても、これからも町の各種イベントへ、障がい者の皆さんが自主的な意思でもって参加しやすい環境づくりというものを進めてまいりたいと、そんなふうに思っております。

一方、たんぽぽの里での独自事業としての対外交流というものも幾つかあると思っておりますけれども、そういったものにも工夫をしていただいて、いろんな交流の輪を広げていただくことが必要だろうと考えております。

私たちは、障がいをお持ちになった方も含めて、健常者も含めて、いわゆる一つの社会の一員として、その能力、機能というものを十分に発揮していただきたいと常に思っております。

いずれにいたしましても、我々行政も含めて関係者の努力の継続が求められるということは、そのとおりでございますので、私どもも今後とも一緒に、一層そのことについて認識を深め、かつ実行に移していきたいと、そんなふうに思っております。以上であ

ります。

(2番議員挙手)

○議長（高橋愛子君）

2番 浅野常夫君。

○2番（浅野常夫君）

まず、1点目のグループホームのことですが、広域的にという答弁がありました。他町でも同じような問題があるかと思えます。ぜひとも隣町などと協議をしていただき、前向きに進めていただきたいと思います。

それから、2点目のコミュニティバスの路線の見直しですが、所によってはとても不便なところにバス停があると考えておりますが、ほとんど状況がゼロで走っている。乗りたい人があれば、そっちへ優先的に回していただくことが一番ベストかなと考えます。また、そのことでどうしても言うておかなければいけないことは、決して無料で乗ろうという考えは持ってみえません。

それから、3点目のいろいろなイベントの中での交流ですが、やっぱり地域の活動にまぜていただくということ、そのコミュニケーションをとりたいと、ただそれだけのことで、みんなと仲よくしたいという考えを持ってみえます。

ただ、この2点目のコミュニティバスのことに関しては、ちょっと住民課長のほうの話もお聞きしておきたいなど、そう考えます。

○議長（高橋愛子君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

幾つかの再度の御質問をいただきました。非常にある意味、私どものほうも心強く、皆さんと一緒にやっていきたいと思っております。

最初のいろんな施設の整備については、まさしく心を一つにしてやっていきたいと思えます。

それから、2つ目のコミュニティバスについては、後ほど住民課長のほうからも答弁があると思えますけれども、1つは地域公共交通としてのあり方、要するに不特定多数の者が利用しやすいようにするということが1つあるわけですし、もう1つは、現実に利用者に即したやり方をどうしていくかという、双方あると思えます。そういう意味では、移動の足の確保という個々人のレベルにブレークダウンして考えてみるならば、よその市町でも今一部実施されたり検討されております、オンデマンドタイプの導入も一つの方法かなと考えておりますが、それはいわゆる地域公共交通の足という意味と福祉的な側面と両方ございますので、その切り分けについて少し検討を重ねてまいりたいと、そんなふうに思っております。

最後のイベントへの参加ということについては、まさしく先ほど私が申し上げました

とおりに、障がい者、健常者の垣根を取り除く、ノーマライゼーションの理念を体現するようにそれぞれの立場で努力をしまいたいと、そんなふうに思っております。どうかよろしく願いいたします。

○議長（高橋愛子君）

住民課長 松井均君。

○住民課長（松井 均君）

コミュニティバスの路線の見直しということでございます。今回、補正予算のほうでもいろいろ御議論いただきました。いわゆる空バスで走っている状態のバスもあるというようなこともございます。そういった観点から、今年度、ここに御答弁させていただきましたように、国の事業を使いまして見直しを図っていこうということでございます。

この公共交通バスといいますのは、100人の方が見えて、100人の方が満足するバスを運行するのは難しいものでございます。ただし、やはり利用したいという方の御意見は、尊重してお聞きする必要もあるというふうに考えます。

今後、公共交通会議等でそういった趣旨を御説明しながら、いろいろ検討してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく御理解をお願いしたいと思います。

（2番議員挙手）

○議長（高橋愛子君）

2番 浅野常夫君。

○2番（浅野常夫君）

全てに前向きな答弁をいただきました。

最後にはお願いですが、ややもすれば障がい者福祉は隅に追いやられてしまいような問題かと思えます。弱者に優しいを差し込めていただきますようお願いをしながら、終わります。ありがとうございました。

○議長（高橋愛子君）

これで一般質問を終わります。

暫時休憩します。

（午前10時48分 休憩）

（午前11時00分 再開）

○議長（高橋愛子君）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○議長（高橋愛子君）

日程第3、議案上程。

議案は、お手元に配付のとおりです。

○議長（高橋愛子君）

日程第4、町長提案説明。

本日の上程議案について、町長から説明を求めます。

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

それでは、よろしく申し上げます。

本日、提出させていただきます議案は、契約関係1件でございます。

議第55号 輪之内町光ケーブルテレビ広域ループ化工事請負契約の締結につきまして、地方自治法第96条並びに町条例の規定により契約を締結したいので、議会の議決を得ようとするものです。

なお、本工事は、平成25年9月4日に入札を行い、同年9月12日に仮契約を締結しました。

なお、この工事は、平成24年度の国の緊急経済対策補正予算事業を受けたものであります。

以上で提出議案の説明を終わりますが、よろしく御審議の上、適切なる御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋愛子君）

日程第5、議第45号 平成25年度輪之内町一般会計補正予算（第2号）及び日程第6、議第46号 平成25年度輪之内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）及び日程第7、議第54号 輪之内町子ども・子育て会議条例の制定についてを一括議題とします。

ただいま議題としました議案は、今定例会の第1日目に町長から提案説明、各課長から議案説明を受けた後、各常任委員会に審査が付託してあります。したがって、これから各常任委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長 上野賢二君。

○総務産業建設常任委員長（上野賢二君）

それでは、総務産業建設常任委員会委員長報告をいたします。

平成25年第3回定例議会初日の本会議において審査を付託されました案件について、9月13日午後1時より、協議会室にて委員全員の出席、並びに町長初め執行部、各関係職員の出席のもと、審査をいたしました。

その経緯と結果を報告いたします。

最初に、議第45号 平成25年度輪之内町一般会計補正予算（第2号）について、当委員会分を議題とし、総務課所管分については総務課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、地域の絆を高める補助金の具体的な対象事業の内容はに対し、補助金交付要綱を制定し、具体的に提示するが、平成25年度限りの補助事業で、地

域づくり及び自主防災組織の共助のための備品購入等を目的としている。

なぜ今この事業が必要なのかに対し、国も日本再生に向けて防災・減災事業等に取り組むため、職員給与の削減措置を実施し、その財源に充てている。地方においても防災対策に生かせる事業に取り組むよう要請されている。

世帯数の多い地区も少ない地区も同じ均等割では平等性に欠けるのではないのかに対し、単に世帯割での補助では有効な補助対象事業ができないため、御理解願いたいとのことでした。

火の見やぐらの撤去工事が計上されているが、以前から要望している防災施設等がない地区の対応は検討されているのかに対し、地区、消防団等と話し合い、検討していくとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、経営戦略課所管分について経営戦略課長から説明を受けました。

質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、建設課所管分について建設課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、住宅耐震の対象となる建物ほどのくらいあるのかに対し、昭和56年5月31日以前に建てられた建物で、件数は782件とのことでした。

耐震診断は、今まで何件あり、工事を行ったのは今年度の申請も含めて何件になるのかに対して、耐震診断は、平成24年度までで32件、工事については、今年度予定を含め6件になるとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第45号 平成25年度輪之内町一般会計補正予算（第2号）の総務産業建設常任委員会所管分については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、総務産業建設常任委員会に審査を付託されました案件についての経過の概要と結果報告を申し上げ、総務産業建設委員長報告を終わります。よろしくお願ひします。

○議長（高橋愛子君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（高橋愛子君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、文教厚生常任委員長 浅野常夫君。

○文教厚生常任委員長（浅野常夫君）

文教厚生常任委員会委員長報告をいたします。

平成25年第3回定例輪之内町議会において本委員会に審査付託されました案件について、9月13日午前9時30分より、協議会室において委員全員出席のもと、執行部側より町長、教育長、参事兼会計管理者、調整監、各関係課長、関係者の出席のもと、審査をいたしました。

その経過と結果を報告いたします。

最初に、議第45号 平成25年度輪之内町一般会計補正予算（第2号）について、当委員会分を議題とし、住民課所管分について住民課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、地域協働水質改善協議会委員の構成についてに対し、設置要綱に基づいた委員22名と県の担当者、事務局で構成しているとのことでした。

パイプラインの水は、冬の渇水期に実施するために短期で行うのか、また今後の方針についてに対し、6月から9月はかんがい期の取水ということで、冬場に水の状況が悪いため、通年取水ができるとよいが、取水の権利は難しく、今後、地域皆で運動をして盛り上げ、実証を行い、調査等の数値を示し、それを積み上げた上で環境用水をお願いしていく。また、平成28年度までは冬場も続けていくとのことでした。

ポンプの分水箇所はどこかに対し、本戸で1カ所、中郷新田で2カ所の予定で、本戸のポンプから分水して流したい。里の幹線排水路で水路にまたいでいるところを1本か2本にするかを検討し、中江川に入りたいとのことでした。

井戸を掘るなどして水質浄化を行えばよいのではないかの意見に対し、水質改善協議会の中では井戸をすぐに掘るという意見はなく、上流から流す手段で地下水ポンプを利用するという話がありました。今回、そのような意見があったことも協議会で検討していくとのことでした。

協議会での議題、方向性についてに対し、住民課長より今までに行われた協議会での内容の経過説明がありました。

委員は公募で行ったほうがいろいろな意見を得られるのではに対し、公募では行っていない。住民代表として、今までに環境活動を行ってきた団体に入っていておりますとのことでした。

地域公共交通の見直しの方法についてに対し、多くの負担金を出しているが、利用者が少ない路線もあります。そこを重点的に検討し、あわせて町内全ての路線を対象に見直しを行い、今後どうあるべきかを、老人クラブ、区長会など住民の方にいろいろな場で意見を聞き、十分検討して行っていくとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終結いたしました。

次に、福祉課所管分について福祉課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、安八郡広域連合の事務量の増加とは何かに対し、介護保険の認定件数が年々増加しており、平成23年度は1,378件、平成24年度は1,441件と、約70件ほど増加しており、今後も増加する見込みであるとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終結いたしました。

次に、教育課所管分について教育課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、外国人の生徒の人数はに対し、小学校にブラジル人が2名、中学校はブラジル人2名と中国人2名で、小・中学校合わせて6名とのことでした。

ブラジル人に対する支援はに対し、児童・生徒については日本語が話せるが、保護者は日本語が話せないので、県より支援員が小学校に週1回、中学校に週2回来て通訳などをしているとのことでした。

支援員はフルタイムの勤務かに対し、1日6時間勤務ですとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終結いたしました。

討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第45号 平成25年度輪之内町一般会計補正予算（第2号）のうち当委員会所管分については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第46号 平成25年度輪之内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とし、福祉課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、前年度繰越金の89万4,000円はどうなっているのかに対し、広域連合への負担金として前年度繰越金を含めて当初予算を立てており、その予算範囲内で支払い済みであるとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終結いたしました。

討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第46号 平成25年度輪之内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第54号 輪之内町子ども・子育て会議条例の制定についてを議題として、福祉課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、会議の構成メンバーについてに対し、第1号の学識経験者が2名、第2号の子供の保護者が2名、第3号の子ども・子育て支援に関する事業に従事する者が4名、第4号の関係行政職員が3名、第5号のその他が4名で、計15名の予定とのことでした。

会議の構成メンバーのうち第2号委員を多くしたらどうか、公募したらどうかに対し、第2号委員には実際に子供を育てている方を選ぶ予定であり、公募のかわりとなると考えているとのことでした。

近隣の市町村の状況はに対し、近隣市町村においても同様に9月議会に同条例を上程したと聞いているとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終結いたしました。

議第54号についての討論に入り、委員から、国の規制緩和の方向の中で、今後新しい事業者の参入が考えられる。条例はできる規定であるので、必ずしもつくる必要性がな

い。保育環境の悪化の方向につながると考え、反対であるとの討論がありました。

また、条例の趣旨は、今後の子育て予算の財源が確保され、さらに子育てが充実されると考え、条例の制定には賛成であるとの討論がありました。

異議があるので挙手による採決を行いました結果、賛成者の挙手多数で、議第54号 輪之内町子ども・子育て会議条例の制定については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、文教厚生常任委員会に審査付託されました案件についての経過の概要と結果報告を申し上げ、文教厚生常任委員長報告を終わります。

○議長（高橋愛子君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（高橋愛子君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、議第45号 平成25年度輪之内町一般会計補正予算（第2号）についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（高橋愛子君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第45号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋愛子君）

異議なしと認めます。

したがって、議第45号 平成25年度輪之内町一般会計補正予算（第2号）は、委員長報告のとおり可決されました。

これから、議第46号 平成25年度輪之内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋愛子君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第46号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（高橋愛子君）

異議なしと認めます。

したがって、議第46号 平成25年度輪之内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

これから、議第54号 輪之内町子ども・子育て会議条例の制定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(挙手する者あり)

○議長（高橋愛子君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

この子ども・子育てシステムというのは、社会保障と税の一体改革の閣議決定で施行されているというふうに理解しております。

この中で何を言っているかという、今後ふえ続ける保育所に対して、なるべく公費を少なくしようと。つまり、公費を抑制して保育を市場化するための仕組みを構築するところにある、これが子ども・子育て新システム法の内容になっているというふうに理解しております。

このことによって、市町村による保育所入所の仕組み、今までやっている仕組みが解体されて、直接契約による仕組みに転換されてくるというようなことで、金のある者はいい保育、ない者は悪い条件での保育と、そういう個人責任にされていく方向にあるというふうに私は理解しております。そのために、各自治体においていろんな制度をいじくるために、こういう会議が必要になってくるのではないかというふうに思うわけでありませぬ。

今の子ども・子育て支援法におきましても、この会議というのは義務規定ではなく、できる規定であると。必要な場合には関係者の意見を聞いてやればできるというふうになっているわけであって、率先してこういうことを進める必要性はないというふうに私は思っております。したがって、この条例はつくる必要はないということで、私は反対であります。

○議長（高橋愛子君）

ほかに討論ありませんか。

(「議長」の声あり)

○議長（高橋愛子君）

7番 北島登君。

○7番（北島 登君）

私、賛成の立場から御意見を申し上げるのでございますが、この子ども・子育て会議というものは条例を定めることによりまして、定員を定めるとか、委員から意見を十分お聞きしながら、この会議を経なければ定員を定めることができないと、こういうふうにはいい点もたくさんあると思います。国の方針に従って、子ども・子育て支援法に従って条例を定めるものであって、私は賛成をいたします。よろしく願いいたします。

○議長（高橋愛子君）

これで討論を終わります。

これから議第54号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。異議がありますので起立によって採決します。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立7名)

○議長（高橋愛子君）

起立多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

○議長（高橋愛子君）

日程第8、議第47号 平成24年度輪之内町一般会計歳入歳出決算の認定についてから議第51号 平成24年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでを一括議題とします。

ただいま議題としました議案は、今定例会の第1日目に町長から提案説明、会計管理者から議案説明を受けた後、平成24年度決算特別委員会に審査を付託してあります。したがって、これから決算特別委員長に審査の経過及び結果の報告を求めます。

決算特別委員長 田中政治君。

○平成24年度決算特別委員長（田中政治君）

平成24年度決算特別委員会委員長報告を行います。

平成25年第3回定例議会初日の本会議において審査を付託されました案件については、9月11日、12日の両日にわたり、協議会室にて全委員出席のもと、執行部側より町長以下関係者の出席のもとに審査をいたしました。

審査は、決算書、決算説明書に基づき各所管部署ごとに説明を求め、慎重に審査をいたしました。その主な経過と結果を御報告申し上げます。

最初に、本委員会に付託されました議第47号から議第51号までを一括議題といたしました。

議第47号 平成24年度輪之内町一般会計歳入歳出決算の認定について、最初に議会事務局所管分について局長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、議員共済掛金が昨年に比べて減っているが、その理由はに
対し、議員共済制度の改定で毎年負担利率が変わる、昨年は100分の57.6で、一昨年に
比べて減ったためとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了いたしました。

次に、総務課所管分について課長から説明を受けました。

質疑に入り、質疑はなく、質疑を終了いたしました。

次に、経営戦略課所管分について課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、予算編成上の技術的な部分があるとは思いますが、繰越金の一
部を留保する、つまり隠すことなく補正予算では全て予算計上するべきではないのかに
対し、財政における技術的な部分があるので御理解いただきたい、意図的に繰越金を隠
したわけではないとのことでした。

なお、委員からは、知りたければ聞きに来いという姿勢ではなく、把握した時点で積
極的に情報を公開してほしいとの要望がありました。

広報の印刷は、毎年度入札により業者選定をしているのかに
対し、毎年度入札により業者選定を行っており、近年は、毎年度印刷業者が入れかわっているとのこと
でした。

なお、委員からは、広報紙を印刷業者から納品を受けた後にもぱらぱら配付物が届く
ことがあるので、極力集約してほしいとの要望がありました。

普通交付税の増減要因の説明の中で基準財政収入額のうち税収がふえたとの説明があ
ったが、それは実際の町税収入がふえたのかということに
対し、町の決算ベースの町税収入の増減ではなく、普通交付税算定上の町税収入という要素が
ふえたということであるとの説明がありました。

ほかに質疑はなく、質疑を終了いたしました。

次に、税務課所管分について課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、不納欠損の適用区分の違いはに
対し、地方税法第18条は5年間の時効によるもの、第15条の7第4項は滞納処分の執行停止が3年間
継続したもの、同第5項は、所在不明により徴収できないことが明らかなものとのこと
でした。

5年間の時効はいつからに
対し、納期限の翌日から起算する。ただし、納税誓約書を提出していただくなど、時効を
中断する努力をしているとのこと
でした。

不納欠損した人数はに
対し、5年間の時効によるものが63人、所在不明によるものが22人とのこと
でした。

文書催告の人数はに
対し、催告書は288人、滞納処分警告書は75人とのこと
でした。

不納欠損までの流れはに対し、督促状を納期限後20日以内に、催告書を半年ごとに、滞納処分警告書を1年後をめどに、随時発送している。調査により財産があるときは、差し押さえを実施し、時効の条件を満たすものを不納欠損するとのことでした。

差し押さえにより町税は完納しているかに対し、完納するときもあるが、完納できないとき、また完納後に現年分を滞納するときもあるとのことでした。

不納欠損したのは悪質滞納者なのか、支払い能力がないのかに対し、対象者には個別に交渉しているが、差し押さえする財産がないということで、悪質とまでは言えないとのことでした。

警告書送付者のうち、誓約書を提出したのは何人かに対し、23人が納税相談に応じた。残りは再調査中とのことでした。

個人町民税の状況はに対し、納税義務者は減少したが、所得の増により調定額はふえた。徴収率が下がったため、収入未済額はふえたとのことでした。

法人町民税の状況はに対し、前年度に対し調定額が195万円減少した。全体的には上昇傾向であるが、製造業で大きな減少があり、合計では横ばいであるとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終結いたしました。

次に、会計室所管分について室長から説明を受けました。

質疑に入り、質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、福祉課所管分について課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、福祉雑入の中で福祉医療費高額療養費等扶助費とはに対し、福祉医療受給者が入院などをして高額療養費が発生した場合、町が福祉医療費としてかわりに支払っているため、福祉医療受給者が加入している健康保険協会などから返還してもらうとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終結いたしました。

次に、住民課所管分について課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、自主運行バスの経費が年々増加しているが、利用者数は何人かに対し、平成23年度は延べ1万4,501人、平成24年度は、延べ1万1,718人とのことでした。

自主運行バスについて今後どのように改善していくのかに対し、平成22年度に見直しを行い、再度見直しをするに当たり、公共交通は必要であり、アンケート調査や他市町で行っている事例を参考にしながら、公共交通会議で検討し、輪之内町に合った形態で運行していくとのことでした。

シルバー人材センターに委託している環境パトロール、防犯パトロールはどのように行っているのか、また防犯パトロールの周知についてももう少し目立った活動をしてはどうかとの意見に対し、環境パトロールを含め、軽トラックで週3回回っており、何かあったときには対応できるようにしている。防犯パトロールの周知は、今後検討しますと

のことでした。

自主運行バスの乗り方など利用方法がわからない方がいるのでアンケート調査で聞いてはどうかに対し、公共交通会議には各区長も入り、老人クラブの方にも意見を聞くこととしているとのことでした。

旅券の発給事業費の2万4,000円はの質問に対し、事務的な経費とのことでした。

消費生活相談事業の講師はどれくらいかに対し、講師によって違いはあるが、昨年の菊池弁護士については70万円ほどとのことでした。

ごみ収集について、アパートは指定ごみ袋を使用していないところもあるが、法的に問題はないのかに対し、町が回収するところにおいては町の指定ごみ袋を使用することとなるが、アパートによっては事業系の一般廃棄物として許可業者が回収しており、町の指定ごみ袋を使用しなくても法的に問題はないとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了いたしました。

次に、産業課所管分について課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、ふれあいフェスタは台風の影響で中止となったが、放送されなかった公開放送の費用について岐阜ラジオへどのように支払ったのかに対し、委託金の精算を行い、300万円のうち176万4,000円を支払ったとのことでした。

はつしも販路拡大事業の費用の内訳と主に何に使用しているのかに対し、事業の費用内訳は、2リットルのペットボトルのハツシモの購入費とポスターや御膳もみの冊子の印刷代で、主に転入者へ無料配付に使用しているとのことでした。

街路灯の維持管理及び修繕について、町委託費とは別に区の電気代協力金があるが、今後も続けていくのか。また、昨年、4,000円の地元協力金として区長会で決定したが、その根拠はに対し、3地区で順次街路灯を更新していき、6年間のうちに全てLEDに更新する計画であるとのことでした。また1基当たり試算で年間8,000円の電気代の半額の4,000円と計算して、地元で協力していただくよう区長会でお願いしたとのことでした。

プレミアム商品券がすぐに売り切れてしまったとのことだが、多くの町民に購入してもらえるよう、一日で売り切らず、枚数制限等をして1週間程度の日程で販売するという計画を考えてはどうかに対し、今後、商工会と協議し、購入枚数の制限や販売日数など、平等性と公平性を求めて検討していくとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終結いたしました。

次に、建設課所管分について課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、繰り上げ償還は、どの借入分に対して行ったのか、繰り上げ償還したものは平成25年度予算に反映しているのかに対し、県単事業での借入分について全て償還した。平成25年度からの償還は、ほ場整備事業での借入分だけとなる。平成25年度予算では、予算編成後に繰り上げ償還したので反映していないとのことでした。

町から福東輪中土地改良区への業務委託費があるために消費税を支払うことになっているが、人件費は町で負担するとか、課税事業者にならないようにできないかに対し、平成4年に福東輪中土地改良区から町へ排水機場が移管された際に交わされた条件や経緯、町の人事にも関係してくることであり、難しいということでした。

ガードレールの破損や道路のラインの修繕はどのように町に伝えたらよいか、区長にも直接情報を寄せてもらうよう働きかけてはどうかに対し、職員も工事現場等外へ出かける際には、道路や水路、構造物の破損等について注意しているが、把握し切れないため、区長にもお願いするようになりたいとのことでした。

県道の歩道が整備されていない箇所について県への働きかけ等は行っているかに対し、県道安八・平田線については、昨年度、南波から里信号機までの測量が行われ、今年度、土地買収のための地権者立ち会いが行われたところである。県道安八・海津線についても、歩道整備について毎年県に対して要望活動は行っており、今後も継続していくとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終結いたしました。

次に、教育委員会所管分について課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、ぎふ清流国体の本大会経費の主なものは何か、また国体の県の補助金及び町の持ち出し分はに対し、本大会経費の主なものは会場設営委託料と会場警備委託料で、国体の県補助金は1,187万3,000円、雑入が130万円で、合計1,317万3,000円であり、町の持ち出し分としては769万9,000円とのことでした。

学校給食の地場産物の内容はに対し、地産地消の作物は、岐阜県産のものを使用しております。輪之内町産の作物は、トマト、キュウリ、ブロッコリー、米であり、今後も輪之内町産を優先に考え、地産地消の推進に努めたいとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終結いたしました。

議第47号についての質疑を終結し、討論に入り、委員から、財政運営について留保資金の扱い、財政にゆとりがあるといって繰り上げ償還を実施する一方、予算がないといって町民の要望に答えていない。また、税の徴収面では、差し押さえの執行の一方で不納欠損の執行、それ自体を否定するわけではないが、税の公平性が保たれているのか疑問に思う。予算がないとして街路灯の地元負担を強いるなど町民に負担を押しつけている等から、決算認定には反対であるとの討論がありました。

また、委員から、2日間の審査の結果、平成24年度の決算については計画的に進められ、実施されていたことから賛成であるとの討論がありました。

異議があるので挙手による採決を行いました結果、賛成者の挙手多数で、議第47号平成24年度輪之内町一般会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、議第48号 平成24年度輪之内町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定

について住民課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、国民健康保険税の調定額が前年度より少なく、1人当たりの調定額が少なくなっているのは所得の低下によるものかに対し、所得の低下によるものとのことでした。

町民税の調定額はふえており、国保加入者の低所得のあらわれで格差があると思われる。減免制度の適用者はどれだけかに対し、減免適用者はないとのことでした。

国民健康保険証の交付状況についての質問があり、簡易書留で発送しており、郵送で戻ってきたものは7件、滞納世帯については、51世帯に短期保険証の発行をしており、分納誓約を守られていない場合は交付をしておらず、19世帯が未受領とのことでした。

不納欠損をしたうち、外国人以外で保険証は渡っているかに対し、転出や死亡などにより資格なしのため、交付はないとのことでした。

他に質疑はなく、質疑を終結しました。

議第48号についての質疑を終結し、討論に入り、委員から、国保税について不納欠損、差し押さえがされている、財源を有効に活用すればもう少し国保税を安くできると考え、反対であるとの討論がありました。

また、国保事業について前年度の数値等、適正に執行されており、決算の認定には賛成であるとの討論がありました。

異議があるので挙手による採決を行いました結果、賛成者の挙手多数で、議第48号平成24年度輪之内町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、議第49号 平成24年度輪之内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について福祉課長より説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、保険料の普通徴収での収入未済額があるが、何人で、家族構成はどうかに対し、滞納者は2人で、そのうち1人はこの6月に完納していますが、もう1人は未納のままで、家族構成は夫婦2人世帯とのことでした。

出納整理期間中に収納された保険料は、繰り越しをし、翌年度に支払いをするのかに対し、出納整理期間中の4月から5月中に収納した保険料については、この期間中には支出できないため、一旦繰り越した後、次年度に保険料として県後期高齢者医療広域連合へ支出するとのことでした。

収入未済額については、収納がされなかったときには不納欠損とするのかに対し、不納欠損の可能性はあります。しかし、保険料を完納していただくため、納付相談を実施して分納に努めてもらうことが先決ですとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終結いたしました。

討論に入り、討論はなく、議第49号についての採決を行いました結果、全委員異議がなく、議第49号 平成24年度輪之内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定につ

いては、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、議第50号 平成24年度輪之内町児童発達支援事業特別会計歳入歳出決算の認定について福祉課長より説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、障がい別利用者登録の状況の中でその他の1人の状況はに
対し、障がいの内容が固まっていないため、状況を見守っている児童とのことでした。

広汎性発達障害の児童はどんな児童なのかに対し、落ちつきがなく、じっとしている
ことができない児童とのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終結いたしました。

討論に入り、討論はなく、議第50号についての採決を行いました結果、全委員異議が
なく、議第50号 平成24年度輪之内町児童発達支援事業特別会計歳入歳出決算の認定に
ついては、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、議第51号 平成24年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出
決算の認定について建設課長より説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、下水道の整備完了は平成27年度かに対し、平成23年の変更
認可申請で平成27年度から平成28年度に変更になったとのことでした。

財政に余裕があれば、もっと工事規模をふやし、早く完了して受益者をもっと多くし
た方がよいのではないかに対し、国庫補助の採択や工事現場の管理面、町の予算全体の中
で行うことであり、下水道事業への大幅な繰出金の増加や工事費を増加することは難
しいということであった。

ほかに質疑はなく、質疑を終結いたしました。

討論に入り、討論はなく、議第51号についての採決を行いました結果、全委員異議が
なく、議第51号 平成24年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決
算の認定については、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上で、決算特別委員会に審査付託されました案件についての経過の概要と結果報告
を申し上げ、決算特別委員会委員長報告を終わります。

○議長（高橋愛子君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（高橋愛子君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議第47号 平成24年度輪之内町一般会計歳入歳出決算の認定についての討論
を行います。

討論はありませんか。

(挙手する者あり)

○議長（高橋愛子君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

まず、財政運営についてですけれども、自治体の歳出というのは、本来全て予算に計上して行うというのが原則ではないかというふうに思っております。歳入見込みの確実な財源というのは、確定した段階で全て計上して、そして有効に活用していく、これが財政運営の基本ではないかというふうに思っております。

24年度の状況を見ますと、前年度からの繰越金が2億3,900万円もあったのに、年度末の3月補正まででわずか8,800万ほどしか計上されていなかった。最終補正後でも、なお3万2,000円ほどが予算計上されていない、未計上、こういうずさんと言っているのかどうかわかりませんが、そういうような財政運営であります。

そういう前年度からの繰越金のみならず、町税、地方交付税、こういった財源についても早い段階で確定していたのに、年度末にようやくこれを計上したと。そして、財源にゆとりができたと言って、この借入金の繰り上げ償還等に充当したわけですが、繰り上げ償還に充当するということは、財源にゆとりがあれば、これは当然認めるべきだと思っております。しかし、他の事業との関連の中で、もっと早い段階でこの財源があるわけですから、今年度はこのくらい繰り上げ償還をしていくんだというように計画的にやっていくべきではないか。予算計上もせずに、一番最後までどのくらいあるかということ明らかにしないまま、最終補正でまだこれだけ余っているから繰り上げ償還をするんだ、あるいは基金に積むんだというようなやり方というのは、これは公開の原則に反しているというふうに思います。

そういったことで、このような財政運営というのは、私はちょっと反省を求めたいと思います。

それから、町税の賦課徴収につきましても、町民税については前年度に比べて個人町民税は納税義務者が減少しているにもかかわらず町税がふえている。この原因について正確なことは説明もなく、聞いてもなかなか明確な答弁もなかったわけですが、1人当たりの平均所得がふえたと考えるのではないかというふうに思うわけです。

しかし、その一方、収入未済額というのは不納欠損と合わせて2,500万円、前年度と比べて365万円もふえている。要するに、1人当たりの所得がふえながら滞納が多くなっていくという現象というのは悪質滞納者がふえているというふうに認識するのかわるか。

今、24年度には悪質滞納者に対する催告書の発行件数は、前年比で106件、18%ふえているわけです。しかし、換価金額は昨年を半分、預貯金の差し押さえは約3分の1と少なくなっている。すなわち、催告件数はふえているけれども、差し押さえるものがな

くなってしまうということのあらわれでないか。要するに、所得格差が一段と広がっている。所得のある人はどんどん所得がふえて、全体としての町民所得はふえているんだけど、その一方において差し押さえるものもなくなってしまふほど厳しい状況の人がふえてきている。格差が拡大しているのではないかというふうに思うわけですが、その辺の実態がなかなか、聞いても説明されない。説明できないのか、どちらかわかりませんが、実態は町としては当然つかんでいるはずですから、わからないはずはないわけですが、そういうことがなかなかわからない。私の感覚としては、町民の所得格差がますます大きくなっている、そして滞納者がふえてきているというようなことではないか。

そういうようなときに町税条例の改正で、投資関係に回す所得に対しては減税すると、優遇するというようなことをやっている。そういう結果が、この今の町税収入の結果にあらわれているのではないか。要するに、金のない人に対して、滞納しているからといって悪質滞納者と決めつけて差し押さえを行うということをやっているというのは、私は間違っているのではないかというふうに思います。

そして、十分その状況も調査しているのかどうかわかりませんが、安易な滞納処分、差し押さえをやっている。そしてまた、その一方で不納欠損処分もやっているわけですが、その辺の不納欠損処分と滞納処分の振り分け方、この辺をお聞きしたんですけど、なかなかこれが明快でない。力の強いところには不納欠損処分する、弱い人には滞納処分をする、こういうことになっているのではないかというふうに疑わざるを得ない。こんなようなやり方に対しては反対であります。

そのほか、財政にゆとりがあるとして、この借入金の繰り上げ償還なんかをやっていますけれども、その一方で街灯の電気代、わずか98万でしたか、全体から見たらほんの微々たる金を地元負担に押しつける。その気になれば、幾らでもこれは対処できる。そういうような、町民を無視したような財政運営がやられているのではないかというふうに思います。

そのほか、プレミアム商品券の問題とか、あるいは排水機場の消費税の問題とか、いろいろと疑問な点があります。そういったことで、この決算認定には反対であります。

○議長（高橋愛子君）

ほかに討論ありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（高橋愛子君）

8番 森島光明君。

○8番（森島光明君）

地方公共団体も一般家庭と同じであると思うわけですが、財源にゆとりがあれば繰り上げ償還や基金に積み立てる、これは当然でございます。

委員会でも申し上げましたように、24年度の一般会計の決算につきましては、2日間の審査の過程においていろいろな意見や指摘事項がございましたが、計画に基づいて、おおむね所期の成果が上げられているものと、認定することに賛成をいたします。

○議長（高橋愛子君）

これで討論を終わります。

これから議第47号を採決します。

本案に対する委員長報告は認定です。異議がありますので起立によって採決します。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立7名）

○議長（高橋愛子君）

起立多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これから議第48号 平成24年度輪之内町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（高橋愛子君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

国保の特別会計につきましても、反対の立場から討論を行います。

23年度（前年度）の国保税が物すごく大幅に引き上げられた。このときに前年比で21%増、こういう膨大な国保税の増税が行われた。その結果、23年度の決算において1億300万円ほどの剰余金を出したということがありました。そのことについて町長は、国保税を上げ過ぎたのではないかという私の質問に対しても、その非を認めずに、24年度も同じ税率で賦課されていたのであります。その結果、24年度も、また9,300万円という剰余金を出している。そして、その9,300万のうち2,300万を基金に繰り入れたということでもあります。もともと9,300万円という剰余金というのは、国保税を上げ過ぎたから生まれたものだというふうに思うわけでありまして。ということは、町民の出した税金、上げ過ぎたから、税金を取り過ぎたから、それが余った。余ったからといって、本来なら上げ過ぎた分を返すのが本当だ。ところが、そうせずにこれを基金に積み立てる。23年、24年と納めた税金が後年度の人のために使うということになるわけでありまして。このようなことは、私は反対であります。

これを、例えば国保税に引き下げに引き当てれば、1人当たり9,000円以上引き下げることができる。私は1人当たり1万円下げることもしるのではないかということをも前も申しましたけれども、それも十分可能なのであります。それをやらずに、みんなか

ら集めた金を、集め過ぎたものを基金に積み込んでしまうというのは、私は反対であります。

ほかの面で見ますと、国保税全体の調定額は、ほぼ前年並みではありますが、不納欠損を含めた収入未済額というのは前年比で13%も伸びている。要するに、税金が高くて払えないという人がどんどんふえてきている、これが今実態だというふうに思います。

滞納者の経済状況も把握しようとしなくて、納税相談に来ないといって悪質滞納者のレッテルを張って保険証を渡していない。保険証未交付は19世帯ということですがけれども、経済的に苦しい人でも安心して医療を受けられるように、全ての人に保険証は交付すべきだというふうに思うわけですが、そういうことがやられていない。そういうような国保の運営の仕方は、私は反対であります。

○議長（高橋愛子君）

ほかに討論ありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（高橋愛子君）

8番 森島光明君。

○8番（森島光明君）

国保税が23年から高くなっている、24年も同じであるということですが、前の19年度から比べると、かなりこれは下がっております。そして国保会計というものは前年度の医療費を見て、国・県からの支出金、あるいは町の一般会計の繰出金を受けて、残りを国保税として徴収するものでございます。当然、所得の少ない人には2割、5割、7割の軽減制度もございます。そうした中でやりくりをしながら運営されているものでございます。

最近の状況を見ますと、65歳以上の医療費のかかる方がふえておると、そんな現状でございます。したがって、24年度の国民健康保険事業特別会計決算につきましては、認定することに賛成をいたします。

○議長（高橋愛子君）

これで討論を終わります。

これから議第48号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。異議がありますので起立によって採決します。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立7名）

○議長（高橋愛子君）

起立多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これから議第49号 平成24年度輪之内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（高橋愛子君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第49号を採決します。

本案に対する委員長報告は認定です。本案は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（高橋愛子君）

異議なしと認めます。

したがって、議第49号 平成24年度輪之内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これから議第50号 平成24年度輪之内町児童発達支援事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（高橋愛子君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第50号を採決します。

本案に対する委員長報告は認定です。本案は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（高橋愛子君）

異議なしと認めます。

したがって、議第50号 平成24年度輪之内町児童発達支援事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これから議第51号 平成24年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（高橋愛子君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第51号を採決します。

本案に対する委員長報告は認定です。本案は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（高橋愛子君）

異議なしと認めます。

したがって、議第51号 平成24年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

○議長（高橋愛子君）

日程第9、議第55号 輪之内町光ケーブルテレビ広域ループ化工事請負契約の締結についてを議題とします。

経営戦略課長から議案説明を求めます。

荒川浩君。

○経営戦略課長（荒川 浩君）

それでは、議第55号 輪之内町光ケーブルテレビ広域ループ化工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

お手元に配付しました議案1ページをお開きください。

議第55号 輪之内町光ケーブルテレビ広域ループ化工事請負契約の締結について。地方自治法第96条第1項第5号及び輪之内町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、一般競争入札に付した輪之内町光ケーブルテレビ広域ループ化工事について、左記のとおり工事請負契約を締結するため議決を求める。平成25年9月19日提出、輪之内町長。

工事名につきましては、輪之内町光ケーブルテレビ広域ループ化工事。工事場所につきましては、大垣市、海津市、養老町、安八町、輪之内町地内でございます。工期につきましては、着工は本契約締結の日から、完成は平成26年3月17日までということでございます。契約金額については1億3,440万円。契約の相手方は、岐阜県関市下有知2278番地の4、三愛通信設備株式会社岐阜支店 支店長 松下正彦さんです。

以上でございます。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○議長（高橋愛子君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（高橋愛子君）

質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから議第55号についての討論を行います。
討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋愛子君）

討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議第55号を採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋愛子君）

異議なしと認めます。
したがって、議第55号 輪之内町光ケーブルテレビ広域ループ化工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

○議長（高橋愛子君）

日程第10、発議第2号 道州制導入に断固反対する意見書についてを議題とします。
提案者から趣旨説明を求めます。
森島光明議員。

○8番（森島光明君）

発案書。
発議第2号 道州制導入に断固反対する意見書について。道州制導入に断固反対する意見書についてを次のとおり発案する。平成25年9月19日提出。提出者、輪之内町議会議員 森島光明、賛成者、輪之内町議会議員 森島正司、同じく北島登、同じく田中政治。輪之内町議会議長 高橋愛子様。
道州制導入に断固反対する意見書について。
我々町村議会は、平成20年以来、町村議会議長全国大会において、その総意により、「住民自治の推進に逆行する道州制は行わないこと。」を決定し、本年4月15日には、全国町村議会議長会が「町村や国民に対して丁寧な説明や真摯な議論もないまま、道州制の導入が決定したかのごとき法案が提出されようとしていることは誠に遺憾である。」とする緊急声明を行った。さらに、7月18日には、「道州制は絶対に導入しないこと。」とする要望を決定し、政府・国会に対し、要請してきたところである。

しかしながら、与党においては、道州制導入を目指す法案の国会への提出の動きが依然として見られ、また野党の一部においては、既に「道州制への移行のための改革基本法案」を第183回国会へ提出し、衆議院内閣委員会において閉会中審査となっているなど、我々の要請を無視するかの動きを見せている。

これらの法案は、道州制導入後の国の具体的な形を示さないまま、期限を区切った導入ありきの内容となっており、事務権限の受け皿という名目のもと、ほとんどの町村においては、事実上の合併を余儀なくされるおそれが高い上、道州はもとより再編された「基礎自治体」は、現在の市町村や都道府県に比べ、住民と行政との距離が格段に遠くなり、住民自治が衰退してしまふことは明らかである。

町村は、これまで国民の生活を支えるため、食料供給、水源涵養、国土保全に努め、伝統・文化を守り、自然を生かした地場産業を創出し、住民とともに個性あるまちづくりを進めてきた。それにもかかわらず、効率性や経済性を優先し、地域の伝統や文化、郷土意識を無視してつくり上げる大規模な団体は、住民を置き去りにするものであり、到底地方自治体と呼べるものではない。多様な自治体の存在を認め、個々の自治体の活力を高めることが、ひいては、全体としての国力の増強につながるものであると確信している。

よって、我々輪之内町議会は、道州制の導入に断固反対する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。平成25年9月19日、岐阜県安八郡輪之内町議会。内閣総理大臣 安倍晋三様、内閣法第九条の第一順位指定大臣（副総理） 麻生太郎様、内閣官房長官 菅義偉様、総務大臣・内閣府特命担当大臣（地方分権改革）・道州制担当 新藤義孝様、衆議院議長 伊吹文明様、参議院議長 山崎正昭様。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（高橋愛子君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋愛子君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから発議第2号についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋愛子君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第2号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（高橋愛子君）

異議なしと認めます。

したがって、発議第2号 道州制導入に断固反対する意見書については、原案のとおり可決されました。

○議長（高橋愛子君）

お諮りします。

次期議会（定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項については、議会運営委員会に付託し、閉会中の継続調査にしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（高橋愛子君）

異議なしと認めます。

したがって、そのように決定しました。

お諮りします。

総務産業建設・文教厚生各常任委員会所管事務の調査について、閉会中も継続調査・研究することにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（高橋愛子君）

異議なしと認めます。

したがって、そのように決定しました。

○議長（高橋愛子君）

これで本日の日程は全部終了しました。平成25年第3回定例輪之内町議会を閉会します。

11日間にわたり熱心に審議され、全議案を議了し、無事閉会の運びとなりましたことに対し、厚く御礼申し上げます。大変御苦労さまでした。

(午後0時14分 閉会)

会議の経過を記録して、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成25年9月19日

輪之内町議会 議長

署名議員

署名議員